

平成 19 年度第 7 回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成 20 年 3 月 2 日 (日) 9:00 ~ 12:24
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、有高芳章委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、 秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	なし
傍聴者	162名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、しんぶん赤旗、日本経済新聞、 毎日新聞、読売新聞、NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、 静岡第一テレビ、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	山崎副市長、鈴木総務部長、齋藤企画部長、平木財務部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 第 7 回目の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 「平成 20 年度予算に向けた提言」に対する当初予算案での市の対応について、市から説明があり、質疑応答を行った。
3. 外郭団体について、「外郭団体等の設置及び運営に対する関与の基本方針」並びに「外郭団体の整理・統廃合及び改革・改善計画」について市から説明があり、質疑応答を行った。

会議次第

1. 開会
2. 審議事項等
 - (1) 「平成 20 年度予算に向けた提言」への対応について
 - (2) 外郭団体について
3. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さん、おはようございます。早朝からご苦労様でございます。

只今から、第7回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。座って進行させていただきます。

本日は、委員10名全員の出席により審議会を開催いたします。

昨年12月24日に行革審として市長に提出いたしました「平成20年度予算に向けた緊急提言」を受け、市からその対応と、「外郭団体に対する関与の基本方針」、更には「外郭団体の整理・統廃合及び改革・改善計画」が示されましたので、これらについて審議することといたします。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。鈴木会長よろしく願いいたします。

鈴木会長

皆さん、おはようございます。ご苦労様です。

今、司会から紹介がありましたように、昨年12月に「緊急提言」として平成20年度の予算案に対する色々な提言を申し上げました。まずそれに対する市のご説明をいただき、次に、外郭団体について審議させていただきます。

2 審議事項等

(1) 「平成20年予算に向けた提言」への対応について

平木財務部長

(資料説明『「平成20年度予算に向けた提言」への当初予算案での対応について』)

おはようございます。

平成20年度当初予算での、ご提言いただいた内容への対応です。平成20年度の当初予算案につきましても、先週2月27日に議会に上程させていただき、これから審議をいただくものです。基本的には20年度当初予算、項目によってはすでに議会の議決をいただいている19年度2月補正予算案についても、併せて説明させていただきます。

私から補助金と外郭団体を説明し、人件費は総務部長、附属機関は企画部長がそれぞれ説明いたします。また、その他として対応しているものは、私が説明いたします。

まず、20年度当初予算における行財政改革の効果については、項目として補助金、外郭団体、人件費及び附属機関と仕分けし、財政課で19年度当初予算と比較して算出しています。補助金につきましても、補助金及びバス・タクシー券等の補助金と整理されてはいませんが基本的に補助金的な性格を持つものについての効果で、影響額は実質的に15.1億円程度。外郭団体につきましても、医療社にかかるとある方針決定等があり方針決定の方が目立つわけですが1.1億円程度の効果

額で、これはフォルテに関わる賃借料の比較で後程説明させていただきます。人件費につきましてはこれも後程詳しく説明しますが定員が155人減っておりますので20億円程度の減。附属機関等につきましては、附属機関に係る委員の定数の見直しや、委員の報酬額の見直しによる2千万円の減です。これらにつきましては、基本的にはランニングコストベース、要するに今後も財政効果が続く行財政改革と認識していますが合わせて36.2億円という形で今回の予算案は財政効果をはじめ、議会に提出したところです。

対応状況の一覧です。昨年12月24日に行革審からいただきました緊急提言ですが、項目は66ありました。これについて、例えば補助金に関して、体育協会であるとか国際交流協会であるとかいくつかの団体があります。そういったものを細分化して99件に整理し、市役所としての自己評価をしたところです。それで、「提言どおりに実施したもの」は58件。「提言の一部を実施したもの」は、時間的な課題や関係団体の調整が主な理由ですが、全部ではなく一部について実施し、これから完全実施に向けていくのが34件。そして「提言を実施できていないもの」も、実施しないということではなくて今後実施していくものであり、7件と自己評価しています。

分類としては、補助金は提言どおり実施したものが33件、一部実施が10件、実施できていないのが4件。外郭団体は提言どおり実施したものが8件、一部実施が9件、実施できていないのが3件等という形の整理になっており、(一番右の合計欄にある)58、34、7というのが市の自己評価です。

緊急提言では、主に4つの大きな柱、補助金・外郭団体・人件費及び附属機関について、かなり悉皆的に広い範囲で提言をいただいております。(資料P.4は)自己評価において、一部実施、あるいは実施できていないとしているものの主なものです。例えば自治会運営費の補助は制度統一をしていますが激変緩和を行っている。また、区役所業務分の上乗せ等もしているということで、一部実施になっています。長期化補助金は、土地改良区の関係等で減額をしていますが、補助金の見直しもさることながら区画整理事業や都心再開発のような大きな事業について、将来的に事業計画をどう適正化していくか、20年やったからこれで100%というわけでは全然ありませんので、一部実施に分類しています。医療公社は、経営健全化、あるいは給与費対医業収益比率等々、根本的な抜本的な改革の提言をいただいております。市長が11月議会で、地方独立行政法人化するという方針を答弁しており、22年4月を目処として現在取り組み途中ですので一部実施、また給与費対医業収益比率は職員団体との調整等がありまして現在取り組み中です。

組織のスリム化、フラット化につきましては、後ほど細かく説明します。今回の、20年4月からの組織改正で、小さな課の統合や区役所の部の廃止などの一斉のスリム化、フラット化について取り組みに着手したという形で、これも100点満点ということは当然ありませんので、不断の見直しが必要ということで一部実施に分類しています。また、諸手当は、住居手当や通勤手当の見直しをすると整理していますが、経過措置の存在、あるいは職員団体との調整で、段階的な実施にならざるを得ないところがあります。こうしたところが今後実施していくけれども一部実施であると整理したものです。

また、実施できていないものの一番目は医師会、歯科医師会への補助金で、19年度当初予算と20年度当初予算で経費が変わっておりません。補助金を交付する先の団体、医師会あるいは福祉団体等との調整は今後していくということです。二番目はフォルテの清算退去です。フォルテは株式会社形態で市の持分が多いこともありますが、20年9月末までに市の施設は退去し、そして清算すると整理しています。20年3月というタイムスケジュールでと提言いただいておりますが、そういった感じに対応できていないこともあり、実質できていないと整理しています。

今までが行財政改革効果に特化した話です。(資料P.5は)予算案の雑駁な概要です。ここに書いていませんが、当初予算案は総予算ベースで4,664億円、前年度比6.5%の減で規模が小さくなっています。一般会計は2,668億円で46億円増えています。高丘運動広場の取得や企業誘致、繰上償還等、財政健全化の関係で増になっている分もありまして、実質的な規模は去年からマイナス1億円と、ほとんど変わらない規模です。市債残高につきましては抑制を進めており、絶対に健全化しなければいけないと、行革審でも議会でもご指摘いただいております。総市債残高は、企業会計を含めた全部の市債残高でございますけれども5,458億円と見込んでいます。これは19年度会計からおおよそ100億円近い減になっておりまして、元金ベースプライマリーバランス、これは国では元金・利子のプライマリーバランスでして、プライマリーバランスを維持しても元金は減らないケースですけれども、浜松市においては元金ベースでプライマリーバランスを維持するということで、5,500億円を大きく切る形で市債を整理したいと考えております。次に実質公債費比率です。全会計ベースでの単年度の市債負担、市債類似のもの負担等の比率です。前年度に比べて微増してはいますが、これは高丘運動広場の買戻し等が大きく30億円ほど出ており、特殊事情ですので、計画どおり26年度までに13.0%以下にする。これは、1、2年は前倒ししたいと考えます。

そしてマニフェストの関連事業です。鈴木市長が昨年5月の説明の中でマニフェストとして市民の皆様にお示したものの、例えば「こども第一主義」でありますとか、「くらし満足度向上計画」という項目があります。こちらは、こども第一主義などに19年当初予算と比べておおよそ50億円程度の上乗せをして、子供あるいは教育に対して重点配分をしました。当初予算案における行財政改革効果は36億余あると整理して先ほど申し上げましたが、そうした改革効果について、市民の皆様方に還元した形での予算案を組ませていただきました。ただ、もっとも今後の執行、実行がありますので、引き続き気を引き締めて市民の皆様にご実感していただけるような事業を行っていきたく考えます。

続きまして各論に入らせていただきます。

補助金の関係です。補助金は、大きく8項目のご提言をいただいております。

(1)は、地域限定的な補助金の区単位の統合です。問題意識として日々市当局でもシェア(共有)するものですが、12市町村が合併をしたということで、旧浜松市は都市化が進んでいる地域がありますが、旧天竜ですと北遠、あるいは今の北区に相当する引佐郡、そうした多様な地域、都市部から過疎地まで色々な地域があり、非常に多種多様な補助金がありました。実際、合併した後に、補助金の件数は2倍、額は1.45倍と、大きな増になっています。「ひとつの浜松」という観点から、こうした補助金を統一していくその芽だしを20年度に行います。大きなものとして、「がんばる地域応援事業」として統合し創設した補助金があります。これは地域限定の補助金を統合し、また区に均等配分していました1千万円、(内訳は)補助金3百万円、その他7百万円を再編し、区民の方々からの提案を受けて区長あるいは区協議会、区の市議会議員さん方、こうした方々で議論して進めていただく区の裁量予算を各区に配分しています。配分の仕方として、中、東、南、西の各区は2千万円、北、浜北、天竜の各区は3千万円です。初年度ということもあり、丸まった数字を半ば技術的に出していますが、北、浜北、天竜区は今までありました人件費補助金の状況なども勘案してこうした整理をしています。がんばる地域応援事業は実験的な事業と認識しておりまして、第三者の評価を逐次入れることで目処として2年間で効果を検証していきたいと考えます。個別の財政効果としては(平成19年度と金額が)ほとんど変わらないということで、これにつきましては再編をしたということです。そして20年度当初予算の制度改正ですが、地域限定の補助金は、106件、1億2千万円弱を減額してい

ます。特に天竜区は(以前から)補助金が多く、2,200万円ほど減となってちょっとしんどい内容になっていると考えております。また、各地区に配分しているまちづくり補助金、先ほど申し上げました3百万円につきましても再編対象とするものです。

(2)は同一・同種団体に対する補助金の統一です。先ほど申し上げましたとおり、「ひとつの浜松」に向けて取り組みを開始します。20年度当初予算は国際交流協会、体育協会につきまして補助金を統一し、本庁の担当部局に持たせた中で前年度から10%程度の削減、国際交流協会は9%、体育協会は10%、それぞれ統一による改革効果を図っています。文化協会の補助金は廃止し、必要であれば区長さん方の権限で、先ほど申し上げましたががんばる地域応援事業の中で措置していただければ結構かと整理しています。さらなる取り組みが必要なものとして商工会、土地改良区工区連合会は補助の見直しを実施しましたが統一まで至っていない。医師会・歯科医師会は20年度当初予算では現行制度維持となっており、団体統一を含めて22年度までの完全実施に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えます。

(3)は自治会補助金の統一ですが、自治会への補助金は、(旧)浜松市では委託料という形で(一世帯あたり)850円でしたが、旧の他市町村では補助金あるいは自治会の方々への報奨費といった形で出ていたり、自治会の負担があつたりと、かなりバラバラだったんですが、この補助金は、委託料方式、旧浜松方式に統一していきます。ただ、地域の実情もありますので22年度まで経過措置を置くということで、一部実施となっています。個別の財政効果としては約1千万円程度の効果があります。これは補助金から委託料に振り替えたものと、交付金あるいは報奨費といった、補助金と同じ形で各個人、各団体に出ていたものを廃止し、約7千万円程度の削減効果を出しています。激変緩和も含め1千万円程度の財政効果になっているものです。

(4)は長期化している補助金の見直しです。土地改良事業、あるいは区画整理事業にかかる補助金等は合わせて前年度対比1億円程度、削減を図っています。ただ、これにつきましては先ほども申しましたとおり、事業についての補助金が長期化しているというより、事業が長期化している、あるいは事業の根本についての議論がある事業もあるということで、今後21年度以降の予算編成の中で事業規模を適正化していくということです。このようなことで一部実施と理解しています。

そしてバス・タクシー券は補助金として整理はされていませんが、個人への交付です。基本的には補助金と同じものという見方で実施していますが、バス・タクシー券は所得制限を20年度から導入をしてまいります。敬老祝金につきましては給付年齢の引き上げを行っていきまして、前年度対比で全部で1億4千6百万円を削減しています。

(5)は非常に重要な評価制度の構築です。20年度以降の取り組みでして、実際の評価機関の設置は19年度中には行なっておりませんが、これを踏まえて20年度中に行革審も含めて第三者機関を設置していきたい。また、事後評価の制度がワーク(機能)するよう構築していきたいと考えています。財政課では、来年度の予算編成も含めまして、新規、あるいは臨時補助金の要求に関して予算編成の査定の前段階で審査を行い、適正化を図る方針です。

(6)は情報公開の徹底です。18年度の決算にかかる補助金の一覧につきましてはご提言もありまして、ホームページで、調書的なもの、支出先や金額が分かる形で、悉皆的な情報を今年1月にホームページに掲載しております。ただ、補助金のみならず情報公開の徹底は、とかく行政用語でやりがちなものですから、ご指摘いただきながら引き続き分かりやすい広報の方法等が絶対に必要だと認識しています。

その次の浜松赤十字(日赤)病院ですが、総額で47億円の補助金を交付するということについて、大きすぎるのではないかと指摘をいただいているところですが、2月補正予算で議会でお認めいただいたもので、医師確保の状況等に鑑みまして19年度にかかるものの10%、1億円程度の削減を予定している状況です。

(7)の補助金見直しガイドラインの作成につきましては、11月に行革審でも議論いただいた上で策定しました見直しガイドラインを各部局、関係団体に周知しているところです。当然、時代の変化等がありますので、不断に見直すということで事後評価に反映していきたいというものです。

(8)は補助金総額の抑制です。まず名目的な金額としては前年度対比17%、27億円の減です。19年度は159.1億円ありましたが20年度は132.1億円です。実質的な効果額としては、行革審提言において、浜松赤十字(日赤)病院補助金のような金額の(年度によって変動の)大きなもので(自然に)削減効果が出るものや、補助金を委託料化した場合の影響額は(計算上)見直すべきではないかとご指摘いただいております。これはごもっともでして、実質的な削減効果として13.6億円という形で整理しています。補助金件数は、がんばる地域応援事業として委託料化したものを含めて3百件に整理し、(平成19年度から)161件減っています。こちら、これだけ(減ったから)だからどうだというより、補助金一つひとつをしっかりと見ていくという認識を新たにしたところで、額は5%削減というご提言をいただいておりますが、それを上回った、あるいは下回ったということでできた、できないではなく、あくまで実質的な効果が、今回の当初予算額では13.6億円程度出ているという報告にさせていただきたいと思えます。

経常的な補助金につきまして4点新設しています。例えば商工会議所におきましてコンベンションをするということ等の一過性の補助金は何件かありますが、経常的に続いていく補助金は基本的には抑制、ゼロを目指すということですが4件、新設しています。中身は春野地域自治区に山の村がありますが、それをNPOさんが使いたいということで、それについては実験的に補助金を交付するという類のものです。こちら、経常的になりうるものは21年度当初予算以降につきましても新たな創設について抑制していきたいと考えます。補助金は以上です。

続いて外郭団体について説明いたします。

最初に、会長からもございましたとおり外郭団体は後ほど説明させていただきますけれども、外郭団体の整理統合計画は、5団体を解散、4団体を統合するものです。また、外郭団体の改革・改善計画はその他の団体の計画を立てるものです。こちらは後ほど説明を、企画部長から予算案の説明とは別にさせていただきたいと思えます。

個別の団体に関して、大きな予算化等があったものを説明します。

まず財団法人浜松市医療公社です。11月議会で市長から公社を地方独立行政法人化するという方針が出ています。庁内的なプロジェクトチームを今年度設置しまして、来年度、今年夏を目処に準備委員会を発足したい。経費は当初予算では50万円を予算化していますが、地方独立行政法人化を前提として体制づくりをしていくものです。大きな問題でありますリハビリテーション病院ですが、ご案内のとおりリハビリテーション病院の医師の大量退職により、現在、リハビリテーション病院が本来の機能を果たし切れていない状況です。こうしたことからリハビリテーション病院は、20年4月から社会福祉法人聖隷福祉事業団さんに指定管理で委託していきます。指定管理者の変更に際しては、リハビリテーション病院の体質、及び赤字、あるいは大きな退職金の積立不足がありました。一義的には財団法人浜松市医療公社の経営責任もありますが、開設者としての浜松市の責任があるため、

指定管理者を移行する際、リハビリテーション病院については赤字、大量の退職金積立不足に対する財政支出を行うため8億9千4百万円の赤字補填(の補助金)を計上するものです。これは19年度2月補正におきまして提案し市議会で議決をいただいているもので、負担金等で出すことも制度上はあり得ますが、市の責任を明確にするため、補助金として計上、赤字補填して清算するという対応します。中身ですが収益悪化にかかる補助金は5億4千万円弱です。またリハビリテーション病院の退職金積立不足にかかる補助金が3億5千6百万円です。現在新聞報道にもありますようにリハビリテーション病院に移られる方、あるいは公社に留まることを望まれる方、色々いらっしゃいますが、2月補正案作成段階では正確な見通しがありませんでしたので、全職員95名の方が仮に退職した場合にかかる退職金について、全額を当初予算の金額として計上したものです。なお、こうした不確定部分がありますので、結果的には清算払いで、補正等でまた対応します。そして一番重要な職員の給与費対医業比率の改善は、まだ着手した段階というレベルです。職員給与の4.8%の引き下げの人事院勧告も実施できていません。この件、及び組織のスリム化等によるさらなる経営健全化努力が必要不可欠であると市全体で認識しています。

次にフォルテ、浜松都市開発株式会社です。昨年の6月議会で鈴木市長から19年度中、今年度中に売却に掛かる財務スキームを策定すると答弁していることを踏まえ、画面のような形で財務スキームを策定する作業を進めています。時期としては20年度中に会社の清算を行うことを前提に、土地、建物、株式を一体的に処理していく形です。またフォルテ内に市の施設がございます。例えば木下恵介記念館ですとか駅前のサービスセンターなど、こうした施設はお尻(期限)を切って退去していきたいというものです。予算対応としては細かなものですが、2月補正ではフォルテの売却スキームにかかる鑑定評価料として350万円程度を計上しています。また20年度当初予算案では9月で市施設が退去した前提で、前年度対比で大きく減っている賃借料を計上しています。いずれにしても財務スキームをしっかり固めて着実に実行することが重要です。フォルテの売却スキームの策定に伴い、予算が必要あるいは不要となる場合は、増額あるいは減額の補正が当然出てくると考えます。

ここから以下は旧市町村から引き継ぎました公社についてです。引佐町自然休養村公社はこの3月に解散するという事です。解散にかかる費用負担は発生しません。予算対応はありません。水窪町のフォレストみさくぼは、昨年10月にTSDライシステム協同組合へ事業譲渡しています。本年の6月に清算終了予定で、損失補償額として3千5百万円弱を計上しています。その予算の内訳は、借入金の残として遠州中央農協からの2千7百万円、及び延滞利息760万円程度です。

外郭団体の最後は建設公社です。第1次行革審において、かなり建設公社に関する議論、あるいは提言をいただいておりますが、21年度末までにまちづくり公社と統合する方針の確定を進めております。建設公社という形ではなくなるということです。来年度は、20年度の予定ですが両公社及び関係機関との相互調整をしていく、詳細をつめていきます。これについては新しい公益法人に関わる法律がつい最近できましたので、そのスキームに乗った形で調整を進めていく方針です。引継ぎ事業や職員の処遇等の問題がありますので、しっかりやっていきたいと思っております。また建設公社本体の議論で一番大きなご指摘が、ゆう・おおひとみ分譲地です。すでに10年余の相当長い期間、ゆう・おおひとみ分譲事業を行ってきましたが昨年、19年11月に民間デベロッパーへの一括売却の契約を完了しています。これに伴いましてゆう・おおひとみ分譲事業の収支としては48億円の赤字、これは議会にも説明をたびたびしているところです。そして昔あげていた利益の吐き出し、公社の留保資

金が35億円ありまして、要は補填を公社として行い、13億円の損失で確定しているというものです。今後は統合スキームを固める際に建設公社の持つ資産を売却、あるいは資産の整理によってこの損失の整理を行っていくこととなります。外郭団体までに関しては以上です。

鈴木総務部長

総務部長です。市の人件費につきまして概要を説明いたします。

まず大きなテーマとして職員数の削減があり、画面(1)にありますように計画により一層の推進が求められております。一点目に職員削減数は19年度から20年度に向けて155人を減らすと提示いたしました。その155人の内容として、増員の主なものとして浜松国際モザイクカルチャー大会の準備で17人の措置、それから滞納整理の強化で今までの職員から10人の増、資産経営課という新設課の業務に対応するため9人の増といったものがあります。一方で減員ですが、アウトソーシング、今までの実施計画に基づきまして20年度に向けてはゴミの収集業務の委託化等をして124人を減員したい。それから工事検査業務等は非常勤化等を活用して21人の正規職員を減らすというものがあります。

これは一層の事務の合理化、アウトソーシングの積極的活用も併せての形になっています。今申し上げましたような増減員をトータルする中で人件費を削減していきますが、アウトソーシングをすると民間事業者等へ業務が委託化されます。それに振り向けられる、直接的な人件費が間接的な委託料に組み替えられる部分が4億6千4百万円ほどあります。したがって、155人全員がしたことに伴います直接的な人件費の減19億8千6百万円から、委託料に組み替えられる4億6千4百万を合わせて整理しますと、削減額に記載されておりますように実質的には約15億2千2百万円の減になるという状況です。

(2)は、より「効率的な執行体制の確保」として、更なる事業の仕分け、つまり不要不急の事務事業を洗い出して経常的、日常的な業務も見直していく必要性があるということ。更には市場化テスト、これは今行っている市民サービス等の内容をしっかり情報提供し、官民併せてそうした情報を共有して一層効率的で、なおかつ質の高い市民サービスを構築していきたいというものです。20年度以降検討しなければならないお話ですが、例えば戸籍謄本とか住民票の写しのような事業の中に、受付、市民にお渡しをしていく引き渡しの業務等は市場化に馴染むと見込んでいます。それから20年度に「促進を図る仕組みの構築」もあります。これはNPO法人等々と連携してよりふさわしい市民サービスを構築していくことを目指しています。それから総コスト比較による確実なコストダウンです。先ほどのアウトソーシングですと、人件費から物件費に組み替えられる経費がありますので、そうしたものをしっかり整理して実質的なコスト削減を図るということです。

(3)は「効率的・分かりやすい組織編成」で、20年度に向けて対応したものがいくつかあります。その一点目は本庁、区役所等の役割分担の検証です。その一点目が土木事務執行体制で、19年度までは2千万円以下の道路の整備事業は区役所で、それを超える道路の整備事業等は土木整備事務所という役割分担でした。しかし道路は区役所で区切られているわけではありませぬので、全市的な効率性の観点で、もう少し分かりやすい役割分担にするため、20年度は、区役所においては30万円未満の非常に小規模な修繕工事、更には清掃・草刈りといった業務を担い、併せて道路使用等の窓口業務をお願いし、その他の、道路に関する維持補修工事、更には築造工事等は土木整備事務所で行うという見直しをしました。それから二点目として、中区役所は今まで7つの各区役所の

取りまとめ的な役割を担っていた部分もありましたが、区役所業務の取りまとめは全て本庁へ変える仕組みにしました。それから三点目は本庁と区役所の役割分担です。例えば全市的、全市民を対象とする施設の運営、例えば浜松アリーナにつきましても本庁がその役割分担を担うという見直しをしています。また、職員数10人未満の小規模の課の統廃合は、本庁で4、区役所等で9、合わせて13課を削減等しています。それから担当部長、担当課長制の見直しで、前年度に比較して担当部長は削減数0ですが、内容的には契約担当部長をなしにして新たにモザイカルチャー担当部長を措置するという見直しがあり、更には課長のマイナス8は、例えば人事委員会の調査担当課長、監査事務局の外郭団体等の監査事務担当課長等を廃止するなどが含まれています。

(4)は「合理化の徹底及び時間外勤務の縮減」です。残念ながら時間外手当の額は18年度実績17億4千9百万円が19年度中に19億3千1百万円になるという見込で、前年度対比で10%程の増を見込んでいます。これは反省点もありますが政令市に移行し新しい業務を担うこと、更には7つの区役所制を業務としてスタートした初年度であったという部分もあり増えています。来年度は先ほど申しましたような通常、日常業務の仕分けをする中で、基本的な事務の見直しをして時間外縮減を図っていきたくと考えます。

大きなテーマの給与の見直しのうちの(1)手当の見直しです。

住居手当は19年度に今までの月額6千2百円を2千5百円、国と同額に見直しましたがまだ経過措置が残っています。20年度からはこの経過措置も廃止する手立てを講じていきたい。そのために職員団体との協議を現在進めています。通勤手当は昨年の国の件もふまえて21年度には改善実施をする予定で、決定しています。したがって20年度には国の通勤手当と同額にする場合のマイナス額の2分の1を経過措置として削減し、21年度に国と全く同額の金額に削減する措置をいたします。

特殊勤務手当も17年度、18年度等でいくつかの特殊勤務手当を見直しましたが、まだ見直すべきものが残っております。市長事務部局におきましては社会福祉相談業務等1種9業務の手当を廃止しまして更なる見直しを図っていきたくと考えます。上下水道部でも検針業務等2種7業務の手当を廃止するよう、現在各部局とも職員団体と協議中です。

通勤手当は経過措置の2分の1を削減しますので20年度予算では7千4百万円、特勤手当は18年度に見直したものが19年度当初予算に反映されておりませんでしたので、改めて20年度との予算比較で3千6百万円程、減額が反映されています。

(2)は成績給制度の導入です。一般職につきましてもまだ導入、実施がされていません。管理職の成績給につきましても、ボーナスが18年12月期から、更には昇給制度が19年1月から導入されています。これに引き続き、一般職も21年度を目途に対応していきたくと考えます。

齋藤企画部長

企画部長です。

次に附属機関等について説明させていただきます。附属機関等につきましても、教育委員会等の執行機関と有識者等のご意見を伺う附属機関の2つに分かれており、執行機関から説明させていただきます。

(1)は執行機関の機能強化と活性化の観点からの見直しです。監査委員は20年4月に公認会計士を選任します。行革審でもご指摘いただいたものです。

農業委員会の統合にあたっては農業調査員を活用してまいります。執行機関の会議情報の公開等につきましては、会議の情報、会議資料、会議録等を積極的に公開してまいります。活動成果の指標の検証と設定では、20年度には会議の回数や時間等が活動の評価の指標となるかどうか検証し、効果がある場合は21年度からその指標の設定を行っていききたいと思います。

(2)は執行機関の委員に対する報酬です。執行機関ということで独立した職責と職務内容を持っておりまして、地方自治法では日額支給が原則となっておりますが月額支給を維持させていただきたいと考えます。報酬額については政令市最低水準を維持するというので、次の財務のところの説明したいと思います。農業委員会は21年6月までに見直しという対応がありますので、それに応じた見直しを行います。20年度予算影響額としては7百万円程の減です。

次に執行機関の委員等の報酬の見直し内容で、左側が現行の報酬、右側が見直し後の報酬、一番右は17政令市と50万人以上の中核市7市を加えた24都市における順位です。この中で24都市中24位になっていきたい、政令市のみ(に設置される機関)については17都市中17位になっていきたいという観点で設定し、区の選挙管理委員会委員、人事委員会委員、議会選出の監査委員、日額になっていますが固定資産評価審査委員会委員、これらにつきましてはいずれも政令市最低水準に定め、議会に条例として提案していくということで今、調整されています。

附属機関の見直しは、まず(1)廃止・統合・新設の抑制です。新設の場合には副市長協議を必須とします。既存の附属機関の廃止基準、及び統合基準を明確にし、基準に抵触した時には廃止または統合を検討することにします。新たな基本方針にしたがい、幅広い市民意見を反映させるためアンケートやパブリックコメント制度、公聴会の実施等の手法を取り入れていくことを決めています。

(2)は多くの人材が市政に関与できる仕組みの構築です。委員の見直し、機関数の見直しにより、22年度までに委員の総数は1,017人以下となります。委員の上限数は原則10人以内にし、委員の兼務の上限は2機関に設定し、委員の長期委嘱の上限を2期または4年以内に定めてまいります。したがって機関数は67機関減って71機関になります。委員は725人減って1,011人となり、委員数が10人を超える機関は結果として法の定め等によって16機関は残ってしまいましたが32機関削減されています。

(3)は委員報酬の見直しで、附属機関でご審議いただく委員にお支払いする報酬ですが、委員への対価は支払いの仕方として報酬に限定する。それから市民委員の報酬は日額3千円で、市民委員とは専門知識や経験に基づく意見ではなく、浜松市民である事を要件として市民目線の意見を行政に反映するため、主として公募により選出する委員を市民委員という規定しています。それから附属機関の委員は原則浜松市民から選任していくことを考えております。20年度に関する影響額としては報酬で80万円、その他で2千百万円を見込んでおります。

平木財務部長

それでは最後にその他、行革の観点から予算化したものがいくつかあります。主なものだけ紹介させていただきます。

まず資産経営課の設置です。現在、普通財産は管財課で管理し、行政財産は担当課の所管となっておりますが、全ての資産が分かり難いということもありましたので、総務部長からも説明がありました。来年から企画部で財産を悉皆的に見る、監督する課として資産経営課を設置してまいります。その兼ね合いもありますが、ファシリティーマネジメントの観点で既存施設の状況を調査したり、再整

備の方針を検討したりという経費を新しい課で予算として計上しています。

次に市政情報誌の関係ですが、政策情報に関するスペースが広報はままつではなかなかとりづら
いということもあり、広報はままつと違った観点から、政策情報誌を新たに発行してまいりたい。季刊
で、春夏秋冬の4回ですが予定しています。配布予定は今後検討してまいりたいとしているもので
す。

また、高金利債の繰上げ償還です。財政資金、国からの資金ですがそういう形で借りているものにつ
いて、金利が非常に高いものがあります。そういうものを早めに返して利子軽減をしようと思った場
合、これは繰上げ償還といいますが、制度的に補償金がかかっていました。それが国で制度が改正
され、3年間に限って補償金がかからないことになったため、この制度を活用していくというものです。
企業会計等を含めて全会計で225億円を繰上げ償還、あるいは借り換えます。これ(225億円)につ
きましては、浜松市において制度に合致する高金利債全てです。国、財務省、あるいは総務省の審
査では行革の進み具合が大きな審査項目としてあり、絶対値としてどうかは別として、全国的に相対
的には非常に高い評価をいただいております。行革審を含めて行革の推進という部分があると思
いますが満額にさせてもらったということです。財政効果は借換利率を高め想定していますが46億
円です。実際に借り換えればもう少し財政効果として上がるのではないかと予想しています。その他
の紹介は以上です。

20年度当初予算案における説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。

それでは分科会のまとめ役である中山委員に議事進行をお願いします。まず、補助金の分科会
からお願いします。

中山委員

補助金分科会のまとめ役をしております中山です。

只今、財務部長から、平成20年度予算に向けた提言への対応のうち補助金について、地域限定
的な補助金の区単位での統合、いわゆる「がんばる地域応援事業」、そしてまた同一・同種の補助金
の統一、そして自治会補助金の統一、バス・タクシー券の所得制限の導入等、主だったものを色々
お示しいただきました。全体としては、私共の当初の提言以上の実質的な削減もありますし、また補
助金の件数の削減もあり、大変ご努力いただいたと認識しています。

色々説明いただきましたが、その中で補助金に関して委員の皆様から何か質問等あれば、まずお
受けしたいと思います。いかがでしょうか。それでは原委員から。

原委員

補助金分科会の原です。

何度も申し上げているとおり、私共行革審は平成20年度予算に向けて色々な提言をいたしました。
補助金分科会としては、提言の一つとして地域固有の伝統文化に関わるもの等、合併前の旧市町
村に限定的な補助金についてはあまりにもその数が多く、一つの機関でそれを妥当かどうか審査す
ることは行政に非常に無理がある。行政の簡素化からこれらを区ごとに統合し区の裁量で執行する

制度を創設してはどうかと提言しました。これに応える形で、今もご説明がありましたように地域限定の補助金を統合し、区のまちづくり事業を併せたがんばる地域応援事業という制度を創設するという事です。これは区民が提案する事業という新たな試みで、私共としても、それがどのように運営されていくか、そしてその成果はきっちり挙げられるのかを注目してまいりたいと思います。

ただ注意的に申し上げるだけですけれども、区の裁量でといっても、区にこれだけのがんばる地域応援事業資金(補助金)が与えられるんですが、区長の采配で自由に使っていいというわけでないことはもちろんでして、補助金の何たるかをあくまでも基礎に置いて、公益性、必要性、正当性、費用対効果の経済性等を十分に審査したうえで配分していただきたいと申し上げたいと思います。財務部長さんのお話ですと、芽だしてテスト的に行うということで、中・東・西・南区に各2千万、それから北・浜北・天竜区に各3千万円を配分するという事ですが、私共としては人口も面積も異なる各区への均等配分とする補助金はいかがなものかと提言もしていたわけですが、今申し上げたような丸い数字になっています。芽だしであってテストケースということでしょうけれども、それにしてもどうして2千万円、3千万円なのかご説明をいただければと思います。そして私共としては、各事業年度の終わりに、先ほど申し上げたように本当にこういう補助金が適切に運営され成果を挙げたのか、事後チェックを厳重に検討していただきたいと思います。その点を平木財務部長さんに伺いたいと思います。

平木財務部長

今、原委員からいただいたご質問、均等配分の話ですが、その前に、最初におっしゃっていただいた補助金の基本についてしっかりチェック、チェックといいますか確保すべきというご意見なんですけれども、そちらについてはまさにそのとおりだと思っております、行革審の公開審議でもご指摘いただいたと思うんですが裁量予算といっても、基本となる項目は当然ありますので、あまり縛るようなことはしたくないとは思いつつも基本はしっかりやりたいと思いますから、財政課で、雛形といいますか要綱といいますか、そういったものは基本的にしっかりと区に示していきたいと思っております。

中山委員からの指摘だったと思いますが決裁であるとか、そういった評価の形の様式を作ったらどうかということについても十分認識しており、しっかりやりたいと思っております。

それで、原委員からのご質問、均等配分になっている理由ですが、地域によって様々な補助金の形と様々な行政の形がありまして、例えば天竜区は(がんばる地域応援事業の配分が)3千万ですが、統合の対象になった補助金は5千2百万程度ありました。また、中区、東区、南区は、全然そういったものはありませんで1千万円のみでした。ですので、こういった形でやろうか迷いましたけれども、原委員からご指摘いただいたとおり芽だしでもあるということもあり、基本的には昨年度の総額は最低限増やさないという前提で、現在の補助金について一定の財政効果を出してもらおうという中で、例えば天竜区は大幅な減になったり、西区も減になったり、あるいは浜北は少し増えたりという形になっています。したがって金額自体が適切かどうかは、2年を目処としていますが、どういう形で使っているのかについて、当然、第三者機関や議会に報告することになると思います。金額についてはむしろ各区が(適切であることを)証明していくという作業が必要なのかなと考えています。いずれにしても今回は芽だしでと説明しましたが、そういった認識です。

中山委員

では有高委員からも。

有高委員

同じく補助金を担当しております有高です。私から大きく2点お伺いしたいと思います。

まず一点目です。同一・同種団体への補助金の統一で、今回いくつかの団体の補助金を統一し、なおかつ約10%程度の削減とお聞きしております。今後、こうした団体への補助金のあり方といいですか、今回は約10%削減ですが今後どういう形でこの削減あるいは推進をしていくかお聞きしたい。

それと同一団体の中で、今回色々な課題があったと思いますが、統一できなかったところの補助金について、22年度までには完全実施に向けて取り組むとお聞きしております。22年度に向けて関係団体のご理解をいただきながら是非達成できるようにしていただきたいと思いますが、今回色々な関係団体から、何らかの反応なり意見、要は課題があったからこそ統一できなかったのではないかと考えていまして、これらの団体から課題提言や問題提起が市に対してあったのであれば、差し支えない範疇でお聞かせいただきたいと思います。

平木財務部長

有高委員からのご質問ですが、今後の削減のあり方、今後の見直しのあり方ですけれども、正直に申し上げまして、昨年8月に行革審が設置され、本格審議を秋口からしていただいて、財政当局としても国際交流協会、体育協会、文化協会については最低限20年度からやるということで今回10%削減、あるいは廃止して、がんばる地域応援事業の中でやってもらうという形にしたわけです。これらについてはまず形から統一して入ったわけで、実際そのやる事業の地域的なバラツキであるとかということを考えるのは20年度、補助金を執行しながらになると思います。ですので、例えば国際交流協会についてどう考えるのかというような議論をしっかりとうえでやっていくということであると思いますので、金額的なものにつきましては基本的に引き続き最低限度でやっていくという形で考えています。そして団体からのリアクションですが、商工会等の話に入る前に、新聞報道だけですが国際交流協会について地元からの話もありそうです。ただ、そうはいても「ひとつの浜松」という観点で、全ての市民、区民がいいのではないかというレベルかどうか、しっかりと地元にも理解を求めていかなければいけないと思っております。商工会、医師会、歯科医師会等につきましては、実際にその団体自体が統一に向けた動きをされていると聞いております。医師会、歯科医師会等につきましては浜松の医療制度への協力体制の中でどういう形が一番いいのかということもありますから、正直申し上げて議論の時間が足りなかったこともあり、こういう制度になっています。22年度という時間はそんなに短い時間だとは思いませんので、20年度に入る前からしっかりとそういった団体のまとまりのあり方、医師会、歯科医師会に関しては協力体制の話も含めて当然議論していかなければならないと考えております。したがって今回はあくまで芽だし、芽だしと何度も使って申しわけありませんが、とにかくまずはスタートの段階でいくつかの団体について最低限の行財政改革効果を出そうと、それから統一しようと思ったもので、あくまで過程であると認識しております。

有高委員

ありがとうございました。当然相手先のある話ですから、よく議論していただきたいと思います。それともう一点、自治会の補助金の統一に関してお聞きしたいと思います。今回、自治会の補助金は旧浜松市方式、委託料化することに統一されています。この制度統一に向けて、自治会の関係者の

方には大変ご理解とご尽力をいただいたと思います。敬意を表したいと思います。

そうした中で提言させていただいておりました委託単価の見直し、あるいは区の業務分についての上乗せの抑制ですが、22年度までに行うと伺っています。要は3年間みるということかと思いますが、そのような方針とした理由を今一度お聞かせいただきたい。具体的に言えば、統一するのになんで3年も掛かるのかというのが率直なところで、もう少し早くできないかなと思います。当然、激変緩和の意味合いも大きいと思いますが、今一度確認させてください。

平木財務部長

自治会の補助金につきましては、鈴木市長就任から、自治会連合会の方ですとか、自治会の方、あるいは地域の方と相当多くの折衝、詰めをした結果、今回こうなっているということです。(区役所業務の)上乗せ分ですとか(世帯あたり単価)850円の見直しについてのご指摘はごもっともであると考えます。単価等につきましては、一方では自治会の方に広報はままつ始め色々な文書を配布していただいています。自治会によるとは思いますが業務量に対して適正な単価なのかについてなかなか考えるところがありまして、はっきり言ってしまうと、業務量が多いのではないかという議論もあります。したがって配布文書自体をどう考えるかも含めて議論しなければいけないのではないかと思います。

もう一つ経過年数、22年というのは20、21、22年ですから確かに時間が掛かっています。言い訳がましいですけれども、それだけやはり地域によって差が極めて大きかったという実情があります。旧浜松市における自治会の役割と、例えば旧水窪町における自治会の役割は全然違っていたようでして、そうしたところを見直していくことについては、この程度の時間が必要だと判断しています。ただできるだけ早く地域の方々の理解を得て、自治会に限らず、補助金だけでなく制度の統一に向けての理解を得なければならない、そういう努力が絶対に必要だと思いますし、できるだけ早くやることが不可欠だと認識しています。

原委員

もう一点質問させていただきたいと思います。

浜松市では以前から毎年1人6千円相当のバス・タクシー券を70歳以上の市民に配布していて、実は私も去年2月に70歳になったものですから、「お前のところにも来るぞ」と言われて楽しみにしてまして、タクシー券をもらっておりました。

昨年8月17日に行革審の委員を拝命してから「原、お前もそんなの貰ってるのか」なんて言われまして肩身の狭い思いをしたわけですが、このたび、所得制限でこれを一部廃止しようということですが、所得制限というのはどういうところで制限するんですか。

平木財務部長

技術的な話で大変恐縮ですが、判定基準は介護保険の保険料賦課段階で所得による6段階の基準がありますが、この一番上、要するに1～6とあるうち一番上の段階の方々を候補対象から除外するという基準です。除外される方々の人数的なパーセンテージとしては15.5%くらいですので約6分の1くらいの方が除外されます。ですので、昨年度おおよそ6億5千万円くらいだったものが5億円くらいになります。これは高齢者の方々のバス・タクシー券です。障がい者の方々にも(バス・タク

シー券の配布が)ありますが、そちらは別の制度ですので所得制限は基本的にやりませんが、高齢者の方々に対するバス・タクシー券はそういう形で判定させていただこうと思います。

原委員

障がい者でなくて一般市民については、例えば年収いくら以上の人は除外するとか、そういう分かりやすい基準はないんですか。

平木財務部長

介護保険料の判定段階についての所得、収入から控除を引いたものになると思いますが、所得ベースでのものだと認識しています。介護保険料の判定基準の段階について資料が手元になくて申しわけありませんが、分かりやすい基準になっています。

原委員

今、中山委員からお示しいただいたら所得2百万円以上で除外認定だということで、私も幸か不幸か除外されることとなりますから、私は敢えて除外認定を受けたいと思います。

私がバス・タクシー券をいただいていたのが、昨年8月17日に(委員委嘱の際の記者会見で)最初に申し上げたように、私、今まで市の財政にあまり関心がなかったものですから、わずかながら税金を納めているので6千円くらいいただいてもいいのかなという軽い気持ちで受け取っていたわけですが、こういう色々な勉強会に出させていただきまして、市民1人あたりの(市の)税収が年15万、それに対して1人あたりの(市の)借金が68万。オギャーと生まれてきたらもう68万円の借金を抱えて生まれてくる。先ほどの平木さんのお話にもありましたように、約5千5百億円の市債、簡単に言えば借金があり、これを次世代に順送りしてはならない、どうしても行財政改革が必要だと分かってまいりましたので、敢えて除外認定を喜んで受けたいと思います。

平木部長さんありがとうございました。

中山委員

ありがとうございました。他に委員の方で。

高柳委員

高柳です。いわゆる敬老祝金で私ずっと不思議に思っていて、というのはこの前ちょっと調べてもらったんですが、浜松市では昨年度、77歳到達の人が6,660人、敬老祝金1万円。88歳到達の人が2,190人、3万円。99歳到達の人が154人、5万円。100歳到達の人が103人、101歳以上の人193人。全部でこれだけ浜松市でいらっしやる。参考に平均寿命を調べましたら、旧浜松市では男性が79歳、女性が85歳。全国平均は男性が77歳、女性が84歳ですがこれは平成12年です。18年ではもう完全に延びていまして、男性が79歳、女性が85.8歳。では、喜寿というものが、果たして平均以下なのに長生きしてよかったですねとお祝い金を送るといことは、これはもういっぺんここそ見直さなければいけないのではないかと。市議会の議員先生方はこういうものをカットすると言うと人気に響いて票が減るから賛成はあまりしないんですね。だから行革審で言うしかないと思っているんですが、それは止むを得ないことなんです。ですから、88歳に意味があるのか100歳以上

に意味があるのかももう一度全部見直さない。ドバイみたいに金持ちなら、50歳になったら祝金を出すかということもありかもしれません。それはジョークですが、私はこの辺はもう一度、全部総見直しをかけないと困ると思います。それだけは申し上げておきます。ありがとうございました。

中山委員

そういう意見もあると部長も認識いただきたいと思いますが、他に意見ありますか。よろしいですか。それでは私から、質問やら取りまとめということで、最後に補助金の問題についてお話ししたいと思います。

補助金は、黙っていれば必ずどんどん増殖していきます。以前この公開審議会でも、私は補助金の大きな問題は評価制度、補助金のガイドラインと広報だと申し上げました。評価制度につきましては、その時も申し上げましたが基本的には少額な補助金は内部評価、市の内部で評価委員会を設置してやってもらいたい。そしてその結果を第三者評価機関の方へ回してもらいたい。それから多額な補助金、重要な補助金については、行革審を含めた第三者評価機関を設置して、そこで評価をする。これも全て事後において責任が明確になるようなフォームを作っていたいただきたいと先ほども申し上げましたし、平木部長もそのようなものを作ると言っておるものですから、それを実行していただきたい。20年度中に評価委員会を設置すると言っておりますが、評価制度についてはなるべく早く、誰がどういう格好で評価するのかという問題についてもお示しいただきたい。

それから補助金のガイドラインは市から立派なものが出ております。補助金についてはゼロベースで再評価をするだとか、費用対効果、市民の目線だとか、「ひとつの浜松」を考えるとということでしっかりしたガイドラインが出ています。必ずこのガイドラインに則ってやっていただくということで、後でこれが評価できる形でガイドラインを生かしていただきたいと思います。

それからもう一つ、補助の公益性、公平性、行政関与、補助の必要性、補助の効果、経済性、これらを数値化する「評価基準」が市から出ています。何点、何点と分かる格好で、補助金一本一本の評価をお願いしたいと思います。先ほど、20年度で経常的な補助金の新設が4本あると説明がありました。全部で1,143万円です。例えばこの中で一番金額の大きいのが「春野山の村活用事業補助金」で8百万です。この春野山の村活用事業補助金が良い悪いではなくて、これが先程来言っております「がんばる地域応援事業」であればその区で享受すればいいと思いますけれども、そうではなくて全市的な補助金として新設されているわけですので、果たして浜松市民の皆さんに公平感があるだろうか。他の地域でも同じようなものが申請された場合には、また補助金を出さなければいけないということで補助金の増殖がどんどん始まっていく。ですから補助金の最初の付けかたは非常に重要だと思います。当然、補助金見直しにかかるガイドラインのときも「サンセット」(期限設定)という言葉を使っていたと思います。これについても、いつどういうふうに行っていくのかということも含めて、是非後で説明に窮しないような格好で出していただきたい。この春野山の村活用事業補助金が良い悪いということではなく、どういう観点で、公平性の原理だとか公益性の原理だとかいうものを加味して、このくらいの点数だと胸を張って市民に言えるような格好で是非やってもらいたいと思います。

そういうことが公開へ向けて進んでいけば、しっかりした補助金の制度が確立していくと思いますから、フォームを作ってガイドラインを見直して、しっかり管理していくことができれば補助金は増殖をしていかない。問題はゼロベースで見直すということと、サンセットを求めるということでやっていただきたいと思います。それから土地区画整理事業補助金など金額の大きい補助金は、全体像の公開

がどうなっているのか。進捗状況が当初計画と比べてどうか。事業が21年度で完成するものもありますが、実際の進捗はどうなっているかも、将来見通しを含めて、しっかりと公表していくことが重要ではないかと思います。

それから新しく出てきましたがんばる地域応援事業。非常にいい名前ですけども、各区の対応に大きな差が出ないように統一的な基準を作るべきではないか。また、その1件あたりの金額を、一定額以下に抑えるような工夫も必要ではないか。チェック機能が有効に働くように、評価が2年後では遅くなりますから、1年後に必ず行うということ。がんばる地域応援事業についても、先ほどのガイドライン、評価基準を是非しっかり見てやっていただければ、補助金についてはしっかりした自治体ができるのではないかと思います。来年になって、第三者機関か評価機関かそういうところが胸を張って市民に言えるような格好で是非この補助金についてはしっかりやっていただきたいと注文いたします。それでは会長どうぞ。

鈴木会長

今、補助金についての話がありましたけど、市の方でご説明なさったように補助金自体は、17年度決算が133億円だったんですね。それがどンドンどンドン増えていって去年は159億円までになった。それで今度、市で当初予算として設定されたのが132億円ということは、大体合併前の規模に戻ったということですから、合併前の内容がどうであったかまでは実は分析できていないわけです。だからそういう点で、戻っただけですから、一時的に合併によって増えただけは頷けるんですけども、思い切って132億円にメスを入れる、これを明確に打ち出してもらいたいとお願いしておきます。

それからもう一つ、今も話がありましたがんばる地域応援事業という補助金で、1億7千万円の各区への配分は、非常に良いように見えて非常に悪いと思うんですよ。なぜかという、第三者評価すると言うけれども、中区でやった事業を中区で評価するのか、市で評価するのかは問題が非常に難しい。良いように見えて難しい問題。そういう点で、もちろん評価はきちんとやっていただかないといけないけれども、その前に、市として7区全区に対する統一基準を明確に作っていただくことがやはり必要だと思います。それから1億7千万円を2年間(を目処に評価)とまとめています、やはりこれは1年やってみて本当によかったかどうか、それから各区によって差が出てくると僕は思っているんですよ。面積だとか人口ということも重要ですけども、北の方の地域、遠隔地であるがゆえの補助金も必要になってくると思いますから、統一基準を明確に作るということと7区での実際の補助金の使われ方は毎年度公開されるべきだろうと思います。特に区長さんが区の部長さんや課長さんとお話しなさるといこともあるんですけど、自治会長さんとか区協議会さんとかと色々な協議をなさるといことで、各区の対応が違ってくると私は見えています。将来、区がどうなっていくかは区長さんの動きによって非常に差が出てくると思いますから、統一基準の明確化、情報公開、これを明確にして、第三者評価は誰がやるかもあらかじめ決めてやることを是非お願いしたい。それで2年でなく1年やってみて、来年公開していただくことからまず評価していく必要があるんじゃないのかなと思います。

それから自治会の補助金の統一は、22年度までにやるとなっていますが、この対応状況の一覧表を見ると、提言通り実施が33、提言の一部実施が10、実施出来ないのが4という分類になっています。ですが文章を読みますと、もう予算で決めておやりになるものと、これから相手もあるから交渉していくものと、それからその一部実施というのが非常に問題でして、10%も一部であれば50%も一部。だから私共でも分類させていただくつもりですけども、この辺はあんまり市当局と行革審の違い

が出ないように意思統一してやっていただく必要がやはりあるのではないかと次にお願ひしておきます。

取り組みができないものをどうするんだというのは、「出来ない、出来ない」で「来年まとまりませんでした」では困る。商工会とか医師会の問題もありますから、出来るためにどうしたらいいかをやっていただく。自治会の補助金も、色々話を聞くと自治会に入っていない世帯と入っている世帯をどう割り振りしているのかということまで皆さんよくご存知のとおりですから、その辺もしっかり調べていただくということをお願いする。

それから長期化している補助金の見直しについて色々意見が出ました。これも第三者機関で評価することになっていますが、長期化しているものを思い切って列挙して、情報公開して、そして評価をどうするかをやっていただくということが必要だと思います。

その辺を、中山委員が今お話しなされたことに追加というか重ねてお願ひしておきます。

中山委員

補助金は以上です。

鈴木会長

次の分科会に行きたいと思います。市政経営分科会のまとめ役である伊藤委員にお願ひします。

伊藤会長代行

市政経営分科会のまとめ役の伊藤です。

平成20年度予算に向けた提言への対応のうち、私共の分科会に関するものは、人件費と附属機関等の2つです。

まず、人件費の部分から審議をお願いします。

人件費につきましては、市の説明では「定員の削減」は計画を上回っている。それから「10人以下の課の削減」等々の組織の見直し、「給与適正化への取り組み」は提言どおりの進捗とはならなかったということです。

ここで質疑、ご意見等をお願いしたいと思いますが、まず始めに私から質問をさせていただきます。

職員数の削減の表(資料P.18)を見ますと非常に問題点もあるなど。当初143人の職員数の削減が結果として155人までできたというご努力、人件費も総額20億円、実質15億円を削減したご努力に対して非常に評価するところですが、中身を見ても色々な意味で問題点があると思います。155人の削減と言いながらアウトソーシングで124人、それから嘱託の社員さんへ(非常勤化、再任用化)のところ21人ということですから、実質的に正規職員の人件費は減って他で増える。人数そのものと、そんなに減ってないということがあります。

それからもう一つ、アウトソーシングされた部門がそのまま人数が減ったとか動いてるわけではありませんから、多分、人の配置のところスキルを含めたミスマッチが少し起きてるのかなと。その結果が残業の多さになっていたりということ。仕事量がすごく増えていることもあるんでしょうけど、そういうふうなことをこの表はどうも示唆するようなところがあります。そういった意味で来年度、21年度に向かっては、やはり根本的に仕事の見直し、業務そのもの見直し、それからこの前から議論になって

います本庁、区役所、自治センター等々の仕事の役割分担、仕事の中身の見直しが必要かと思えます。

それから職員の方のマルチ化、仕事のマルチ化です。縦割りでどんどん小さな課がたくさんできてしまうということがないようマルチ化が必要だと思います。一方では大きなところで人事制度。21年度ですぐ間に合うかどうか分かりませんが、私共民間と違いますが、市役所の場合には定年退職、自己都合の退職、それに伴います人事異動を4月1日付で、皆一発でやるということを整理整頓して、あるいは考え方を変えないと。人は減っていく一方でどんどん誰かが忙しくなって、一方ではアウトソーシングされた方は今までのスキルと違うことをやらなければいけないというミスマッチも起こってくるでしょうから、一つは21年度に向かって今どうなのか。

それからもう一つは人事、人ですから非常に時間がかかります。例えば来年度予算計上されていますが、人の話は採用も含め、大きい枠組みは去年春くらいから決まっているとしますと、私共としてはかなり早いタイミングで今申し上げたような仕事の仕方、組織を決めていかないと定員その他が決まらないと思いますから、21年度に向かってどんなタイミングでスケジュールを考えていらっしゃるのか。私が申し上げた大きな仕事のあり方、その他についてどう見直しを考えていらっしゃるのか。その中で担当部長、担当課長制がまだ残っています。組織論から見てもちょっと問題ではないかと思えます。なぜ廃止できないのか。将来廃止する予定があるならスケジュールを併せてお話いただければと思います。以上、私からの質問です。

鈴木総務部長

21年度に向けての取り組み、基本的な考え方等についてご質問をいただきました。

項目別にお話をさせていただきたいと思えます。

アウトソーシングにつきましては、元々実施計画がありまして、出来る限り組織の再編と併せて、スリム化を図る中での人件費コストへの対応策として私たちも活用していきたいと思っておりますが、今、委員からのお話にもございますように、アウトソーシングした業務がなくなったからといって、従事していた職員が即退職するわけではありませんので、直接的な削減効果には至らない部分もございます。そうした今までと違う職務に従事させていく職員につきましては、出来るだけ職員のキャリアを見て、なおかつ新しい職務に向けての研修制度、新しい研修制度も構築してございますけれども、そうしたものをしっかり対応させていただく形で実際の業務に見合う人の配置に結び付けていきたいと考えております。

それからもう一つ、更には根本的な話ですが、やはり通常、日常的な業務を先ほども少し申し上げましたように事業仕分けをしっかりと今一度しまして更なる見直し、削減をする形で職員の減に結び付けていきたいという話も20年度からして、21年度に対応していきたいと考えております。

それから区役所制度がスタートしておりますので、出来るだけ1人の職員が多くの職務を担うという必要性も出てきております。マルチ的な職員の人材育成も課題になっており、その点につきましては今、私たち人事には、新規採用で増やしました職員は、10年間の勤務キャリアを積む中で3つ程度の職務を経験させたい、異動させたいという考え方があります。その中の1カ所は必ず区役所業務を担当、異動させて職務に就かせたいというジョブローテーション的な話があります。更には本庁の管理職を担う前提といたしまして、必ず区役所での管理職、例えば区役所の課長補佐を経験させる形をステップとして必ず積み上げていきたいとも考えています。

それから人の採用です。21年度に向けては、今の定員適正化計画を更に促進をというお話は私たちもしっかり受け止めておりまして、そのためにはこの3月中に、来年度の採用職員数の規模、どの程度の人数にするかアウトラインを決めていかなければなりません。そして4月後半から新規採用者に対する採用計画のPRをしていかなければなりません。元々市全体では、21年度末に180人の定年退職者がいますので、それに加えてどの程度の勧奨退職者が出るか、また自己都合、病気等々でお辞めになる普通退職の方々がどの程度出るかの見込みを3月中にある程度想定、整理しまして、来年度は出来るだけ採用抑制を図る中で、一層の職員の削減を図っていきたくと考えます。以上です。

伊藤会長代行

担当部長、担当課長制についてはどうでしょうか。

鈴木総務部長

担当部課長制の見直しにつきましては、一時的、臨時的なお話での担当部課長制等は少し継続する部分がありますが、基本的には担当部課長制は廃止したいと思っております。

伊藤会長代行

ありがとうございました。それでは次に委員から質疑がありましたらどうぞ。高柳さん。

高柳委員

高柳です。小規模な課の統廃合に関して、要は行革審でも、マルチな職員をどんどん増やしなさいと、そうすればサービスセンターでも色々な職務ができると言っているんですが、区によって、地域自治センターの課の数がバラバラという状況が見受けられる。その辺がどうも分かり難い。

例えば舞阪地域自治センターに行ってみますと課が3つある。別のところへ行くと課が2つだというようなことがある。減らしたということは、人口の関係かどうかわかりませんが、その辺がよく分からない。本当に課が要るのかどうかも含めて、これはやはり課の数は少なく、きちんとやれた方がいいのではないかと。課長になると家族が非常に幸福になるということで課を増やしてるといことはないでしょうけれども、やはりその辺はきちんとやった方がいいんじゃないかと思います。また、企画部は小さな課をちょこちょこちょこ作ってる。目的別に分け過ぎて弊害が出ていませんか。だとしたらもう少し組織が上手く機能するように検討していただきたい。課を増やすことでむしろ機能が衰えていく。クッション材ばかり出来てしまってよくないと私は思います。その辺を聞きたいと思います。

齋藤企画部長

この度の組織編成で10人以下の課を少なくするようにとのご指摘もありましたので、そういった意味の観点から、20年度に対応できるものは対応していこうという方針の下、区につきましては今まで少人数の課が5人のところと6人のところが4つありました。それを廃止、つまり6人以下の課を廃止することで、区役所は10人以下の課をなくすことは達成できています。ただ地域自治センターにつきましてはご指摘のとおり、一番少ないところで4人、5人という課がありまして、その上は6人の課がなくて7人の課が一つの基準、目安になりましたので、5人以下の課を削って、今回8課に減らしたものです。

例えば天竜区内の地域自治センターのように2課としたところと、北区の引佐や三ヶ日、西区の舞阪のように3課を残したところもあります。人数が多いところと少ないところのアンバランスですが、一つは天竜区では区域が広いためパトロールに出掛ける業務があり、運転手さんを含めパトロール要員のため少し人数が多くなっている課があるとか、それから引佐地域自治センターにつきましては診療所を抱えてるというような事があって、ここも一部人数が多いということがありまして、その課の体制をどうしていくかは根本的な検証が済んでない状況です。ご指摘のこともよく私は認識しておりますので、21年度に向けてはその辺りを改善していきたい、途中でもまたご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから企画部に少人数の課が多いことは事実で、例えば男女共同であるとか市民協働であるとか、その時々に出てきた課題に対応するために作ったという経緯もあり、少人数になっているということもあります。その点は少数精鋭でやっていると言ってはおりますが、また検討課題にさせていただきたいと思えます。

高柳委員

ありがとうございました。

伊藤会長代行

それでは山本委員、お願いします。

山本委員

少々風邪を引いておりまして鼻声になっておりますが、お聞き苦しいところはお許しいただきたいと思えます。2点ほどお伺いしたいと思えます。

先程、伊藤委員からも少々お話がありました。本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターの4つの役割分担を整備し直したということで、各課の業務の流れの中で土木事務執行体制を整理、あるいは中区の予算は非常に多く事業が集約し過ぎていて、それを整理されたことについて、私共とすればこの行革審の場は我々がお伺いすると同時に、市民の皆さんに少しでも具体的に知っていただくという役割も担っていることから、本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターについて、今回の整理でどれくらい職員数の削減になったか、あるいはどういった面で効率が上がりに皆さんにこういったところで便利になりましたということ、時間の制限もありますもう少し詳細にお伺い出来ればありがたいと思えます。当然、行革審は職員数を削減し給料を下げるだけでなく、合併したことによるムダをどう整理し、作業上の偏り、あるいは経費のムダ等をつめて市民の皆さんのサービスを向上させるかであるので、ここはもう少し具体的な説明をいただければと思えます。

もう一点、特殊勤務手当等について論議されています。19年度に24種63業務あった特殊手当を20年度に21種47業務にするという話でしたが、前回個別に論議しております。今ここで時間を掛けてそれをやる余裕はないと思えますが、その見直しの方向できちっとやられたというご判断かどうか。この2点についてお答えいただければと思えます。よろしくをお願いします。

齋藤企画部長

まず組織の観点を私からお答えして、その後総務部長から補完したいと思えます。

本庁、区役所、地域自治センターの役割分担は明確化するという点で、今回の組織編成の最初の観点で取り組みました。特に土木事務につきましては区役所があって、本庁はともかくその実践部隊である土木整備事務所があって、それを2千万円の(を境とする)経費事業費(の規模)によって分担を分けていまして、非常に分かり難かったということがあります。それを反省の上、土木事務は専門性ということで特殊業務があり、区にその専門性を持たせた場合には区それぞれが色々な土木職員を要求して区が重たくなってしまいます。なるべく効率化を図るという観点から、今回の見直しでは土木整備事務所になるべく仕事をシフトさせて、区役所の方では先ほど総務部長の方から説明がありました簡易な修繕と、それから市民や自治会にとってみれば第一線窓口ですので、必ず本庁と土木連絡会議を作るようになっていて、そうした役割分担の下での要望の受付をします。それから河川、道路等の使用申請や使用許可は区役所でやっていただくけれども、修繕を超えるような改修や新設は土木整備事務所で行っていくという形で整理して、その結果を細かい事務分担に落として事務規則でも定めます。まだどのくらいの事務量に落ち着くかは出ていない状況で大変申しわけないと思っておりますが、そこを今、総務部の人事配置と共同作業で行っておりまして、4月の人事異動にも反映されてくると考えております。

中区への集中も同じようなもので、現実に中区への配当予算が1千3百億あったということは、約2千6百億の予算の半分が中区に配当されておりました。その見直しという観点から、今まで本庁が予算を取ってそれを中区に配当していたものの見直し、それから中区で各区の取りまとめをしていた業務を見直して各区でそれぞれやっていただくという、事務分担の見直しを今、しています。それから本庁が区役所にやらせていた業務を、施設やイベントの所管も含めて本庁に取り戻すということで、本庁にできる限り専門的な見地から、やれるものは本庁で行っていただくように役割分担を見直すことで、組織的にはそういった見直しをさせて頂いております。

鈴木総務部長

それに附随して職員数の削減の話です。まず土木整備事務所等の役割分担を見直す中で、もちろん区役所の人員は大幅に減らし、それを土木整備事務所を中心とした土木部に異動させるという作業をしています。理屈では土木部は19年度に比べて40人ほど増える結果になるような整理をこれからします。区役所全体では、先ほどの土木部への異動等も含めて19年度に比べて110人ほど減員を図るという予定です。数的には浜北、天竜それぞれの区は20人以上の減を図っていきたい。中区役所は元々業務量が多く集中していた部分があり、また、本庁、他の区へ振り分けるという話もありまして結果的に8人ほどの減をしていきたいと考えます。区役所は初年度ある程度見込み予定の中で職員配置し、実務現業、現場の業務の量に合った形でまず1回目、20年度に向けて見直しをしたいと考えます。

それから委員からご質問のございましたもう一点、特殊勤務手当の関係です。先ほど見直しを図っていく、廃止をしていきたいという業務数の話をいたしました。そうしたものを踏まえまして、委員から話もありましたように20年4月には全部で21種47業務の特殊勤務手当に整理、縮減させていただきたいということです。以上です。

山本委員

ありがとうございました。できるだけ我々だけではなく、市民の皆さんにも分かるように、何かの機会

にご努力されたということを発表いただいた方がありがたいと思います。ありがとうございました。

鈴木会長

今話を聞くと、あんまり「小さな市役所、大きな区役所」というキャッチフレーズでやってしまったものだから見直さざるを得なくなったということですから、市民の皆さん方の立場から市役所(本庁)と区役所の仕事をやっていくということで、大きな区役所とか小さな市役所というキャッチフレーズはいっぺん取り下げてしまった方が、あなたたちもメンツにかけてやるよりやりやすいんじゃないかと思えます。市民の目線から見た区役所なり本庁なりのあり方を見極めていただくということ、今年もそうだし来年もそうだし、再来年もやはりやり続けていただくことをお願いしたいと思えます。

次に質問です。私少し分からないから教えてほしいんだけど、職員は155人減らすということでした。画面(資料P.17)では増員も39人ありますね。39人は増員します。そうして減員が145人となっていますね。そういう増減をトータルして、なおかつ155人減らすという意味ですか。

鈴木総務部長

はい。そうです。

鈴木会長

そう理解していいですね。

鈴木総務部長

はい。

鈴木会長

分かりました。次の質問は、その場合にアウトソーシングするというのは委託化等の124人とか、非常勤化・再任用化が21人あると。これはアウトソーシングする業務は割合に現場の仕事が多いと理解していいと思うんです。それに対して増やす方は、浜松国際モザイクカルチャー大会の準備17人とか滞納整理の強化だとか、比較的間接業務が多い。これは市の職員として採用するという意味なのか、それとも臨時社員というか我々の会社でいうと臨時社員とか派遣社員とかパートで賄うということなのか。

僕、どういうことを聞きたいかという正規社員を増やすと、将来的な給与負担が増えてくんですよ。その辺がどうか。いわゆる現場、例えば清掃公社の方々にゴミを集めていらっしゃる現場の方々を、今まで市がやっていたけれども、民間に委託したからアウトソーシングして減ったとすると、正規社員、市役所の正規職員が減ったことになりますね。だからこれで145人を減らして39人を正規社員で登用するということになると、将来的に賃金の負担が非常に高くなってくる。この辺はどうなんですか。

鈴木総務部長

今、会長からお話がありました155人の減員については、全て正規職員を減らす数です。例えば今お話がありましたように現業職で仕事をしているゴミの収集業務等に従事している職員も正規の

職員で、もちろん定年等で退職されていく人はマイナスになりますが、定年の年齢に達していない職員等については(アウトソーシングした場合は)ゴミの収集業務から一般的な事務職員の仕事に異動、配置させます。

しかしながら先ほど伊藤委員からお話もありましたように、今年まで現業職をしていて来年からすぐ一般事務職で新しい仕事に就いて、スムーズに機能、役割が担っていけるのかという課題があり、できるだけある程度の経過期間と言いますか、研修期間的な職場、つまり公民館の事務ですとか窓口業務の補助的な仕事など、極めて一般的な、軽易とは言いませんがある程度馴染みやすい職場に異動させ、仕事させる中であくまで正規職員として活用していくということでございます。

鈴木会長

異動する人はそうだけど、この(資料にある)増員の人は、間接業務を担当する職員を全く新規で正規で採るんですか。

鈴木総務部長

異動をさせるだけです。職員配置です。

鈴木会長

そうすると、モザカルチャーにしても臨時的なものですから、またこれをどう減らしていくかという問題まで考えていかなければならないと思います。一度はいいですよ。一度は異動して。そういう問題が一つある。

それから市役所では資産経営課を設置して資産管理を全部統一する。そうすると資産管理は今まで教育委員会だとか何とか部とか何とか課で0.1人工、0.3人工、0.2人工でという形でやっていたから、それを集めれば別に人を増やす必要はないと思うのですが、そういう理解でいいですか。

鈴木総務部長

はい。増えてはおりません。異動、再配置によって対応させております。

鈴木会長

それから、アウトソーシングした(経費)も人件費で計上するんですか。正規職員は人件費だけど、アウトソーシングすると物件費に名前が変わりますね。そうすると総労務費が減るんだけど、それはどうなのですか。

鈴木総務部長

今お話がございました件、今まで人件費として措置をしていた経費が4億6千万円ほど物件費に振り替わって増えていますので、その金額を引いた15億円ほどが、実質的に人件費が削減された金額になるという説明を先ほどさせていただきました。

鈴木会長

いや、だから(アウトソーシングしても)人件費は人件費で変わらないわけですから、外へ出したか

ら人件費ではなくて物件費だという考え方、そういう名称で呼ぶこと自体がおかしいのではないですかと聞いている。市役所全体の負担する総労務費で考えないと。片や人件費、片や外へ頼んで人を雇ったから物件費だと分ける。(人件費もアウトソーシングした物件費も)労働に対する賃金ですから、これからこれを直していただいて総労務費という考え方、人件費はあくまでも人件費ということでアウトソーシングしてやってもらわないと、目先だけ減りましたとなって、物件費に化けているということですから、それは私は直すべきだと思う。いわゆる補助金もそうですね。補助金という名前の補助金と、繰出額だとかあるいは委託料だとか交付金だとか名前を色々変えて実はやっている。全部補助金なんです。その辺を官同士でおやりになるのは結構ですが、市民へのお知らせは全部直していただかないと、あたかもであるかのごとくになってしまうから、直していただきたいとその点を申し上げておく。

次に10人未満の課の統廃合について、本庁の方が、区役所とか地域自治センターよりも減らした数が少ないんですね。先程、総務部長がおっしゃった入社したら3カ所は最低変えたいというお話。本庁ではそれはいいんでしょう。だけど区役所や地域自治センターという組織の末端へ行った場合は、少ない人数で色々なことを覚えなければいけない。マルチ人間を作っていくというお話がありました。そうするとA課とB課が3人と5人だったら、8人にして両方を両方がやることにすれば、私は農林漁業なら分かりますけど何々は分かりませんという人がいる中で、小さな課をくっつけて両方を両方でやると、職員の皆さんも覚えやすいですよ。そういう点で、本庁から縦割りで行くからそれは困るという発想はなしにして、しかし課長さんという、今いる人を減らすわけにはいきません。だから3人の課と5人の課を1つの8人の課にして仕事を覚えてもらうと、両方にこれ出先の方では非常に効果があるんですよ。同時に課長さんを1つにしたから減らすわけにはいかない。これはよく分かります。したがって、課長が2人いてもいいじゃないか。1つの課に課長が2人いてもいいから、両方を一緒にしてしまうシステムをお考えになれば、総務部長の言われた、本庁で3カ所替えるより、末端の場合、区役所とか地域自治センターの場合はその方が覚えやすいということになるから、是非実施してほしいという点で、私はここにあるああでもないこうでもないと言うより、人数の少ない課を思い切って一緒にして色々な仕事を覚えてもらうということをやってもらいたいと考えますが、いかがですか。

鈴木総務部長

はい。人に結び付く話で私たちもそのことを非常に参考にさせていただいて、今後もまだまだやっていきたいと考えます。今、会長からお話がありましたように一つの課で色々な業務を担っていれば課内の役割分担、またはその異動も出来ます。別にその課、組織ごとの異動ではなくて、課内の仕事の色々な分担業務の経験を積むことが出来ますので、そういうことを更に促進させていきたいと考えます。

鈴木会長

今は促進しますとしか言えないだろうと思うけれども、具体的に実施をしてほしいということです。検討するというのはやらないってことだからね。それが困る。いいと思ったらメンツをかなぐり捨ててやってください。お願いします。

伊藤会長代行

他に質問はありますか。

秋山委員

少し時間が押しているようですが、分からなかったことがあるので伺います。(資料P.17に)155人削減されたとありますが、この年度は何人採用して何人定年退職して何人がその他の退職したかを教えていただけますか。

鈴木総務部長

確認させていただきます。後程の宿題にさせていただきますか。

秋山委員

はい。

鈴木総務部長

では今少し確認します。

秋山委員

お願いします。

この表の中で155人の削減の要員というところ、増員のところが39人で減員のところが145人と、これ足し算引き算しても155という数字にならないんですけれども、どうでしょうか。

鈴木総務部長

説明が不足しておりました。これは主なものでありまして、これ以外に増の何人、減の何人が別途たくさんあります。組織の再編等も行われ、増減組み替えもありますので、分かりやすい内容の主なものだけをここに掲示させていただきました。

秋山委員

ということは、この増員要因を見ても、増員は先ほどの説明のように新規採用ではなくて市役所の中での異動ですよね。それなら削減と関係ないですよね。だから業務的に増加要因となった業務がどれで、どの課に何人が増えたか。それから減少要因となったものは何で、どんな業務がなくなってどの課が何人減ったのか。その増えた課と減った課の差が155であれば納得できるんですけど、この数字を見た限りでは全く説明になっていないと思います。

鈴木総務部長

プラスマイナスを合わせてマイナス155人となった形につきましてはその通りなんですが、説明の仕方がちょっとよろしくない部分があって誤解を受けたと思います。

秋山委員

たかだか部は15しかないわけですから、15の部についてどの部が増えてどの部が減ったのかと、それだけでも出せないですか。

鈴木総務部長

所管部の、前年比較の増減は分かります。先ほどたまたま1つのサンプル、例示しました区役所は前年比110人減りました、土木部は逆に40人増えますという積み重ねで、トータルマイナス155人になっています。

秋山委員

次回は出していただけますか。

鈴木総務部長

分かりました。

秋山委員

(同じく資料P.17で)もう一つお願いします。この数字を見ると、155人減って19億8千6百万の person 費が減ったとなっています。19億8千6百万を155人で割ると1,281万円なんです。ということは1人あたり費用がだいたい1,281万円掛かっていると考えてよろしいわけですか。私の理解では多分もう少し複雑ではないかと思うのですが。

伊藤会長代行

これは、辞められた方がもっと多いわけでしょう。200人とか300人が辞められて、新入社員が入ってますね。その差額もあって、155人以上に多く辞められて、新入社員は半分位の給料しか入っていないから、その差額を全部足すと約20億円ということですよ。

鈴木総務部長

おっしゃる通りです。そういう要因も入ってます。

秋山委員

説明いただいてありがとうございます。もう一つ附属機関等の部分を論議してよろしいでしょうか。

伊藤会長代行

いや、そこはまだ後から論議します。

秋山委員

すみません。では私の話は以上で終わります。

中山委員

先ほどの person 費のところ、アウトソーシングすることで person 費が減るのは非常に結構なんです。問題は person たちが、それだけの仕事をしてくれるかどうか。今度入ってきた部署での研修プログラム等が非常に重要になってくると思います。先ほど段々ゆっくり慣らしていくと総務部長は言っており

ましたが、例えばゴミの収集をしておる方は年齢によっては非常に給与が高いと思うんです。それが別の部署に行って、高い給与に見合うだけの仕事があるのかどうか。ないということになると非常に無駄になってくるので、このアウトソーシングするのはもちろんそれでいいけれども、問題はその後の人
の活用で、しっかりしたプログラムを作っておかないと後になってどうだということになる可能性もありますから、是非その辺で真剣にアウトソーシングすると同時にいわゆる教育という問題について、給与に見合った仕事をさせるということを是非お願いしたいと注文しておきます。

鈴木総務部長

はい。

有高委員

(資料P.20で)時間外勤務の縮減について当然、財政の観点から言えばこの費用は重要な点かと思いますが、6千人の組織で約19億円の時間外勤務手当ですから、1人あたり大雑把に計算すると32万円程の金額になると思います。ただ、6千人が全員残業をしているわけではなく、第1次行革審で少し話があって、一部の出先機関に集中していたという実績があったと思うんです。多分、今ここで数字が出ないのかも知れないので次回で結構ですが、時間に直すとどれくらいの時間に相当するのかということと、どれくらいの方がこの残業、時間外勤務に携わっているかを確認したいと思います。最初に伊藤委員がお話していた業務の見直しにも関係してくるんですが、どういう理由で時間外勤務が発生しているかの分析は大変重要だと思います。よろしくをお願いします。

鈴木総務部長

宿題ということによろしいですか。

有高委員

はい。

鈴木総務部長

ありがとうございます。

伊藤会長代行

他にどうしてもという方がいらっしゃらなければ次に進めさせていただければと思います。

附属機関等の審議に入ります。監査委員等の執行機関につきましては報酬を見直したと、それから附属機関につきましては機関数や委員数の削減を進められたということです。改めて、各委員からのご意見や質疑をお願いしたいと思います。高柳さん、何かございますか。

高柳委員

附属機関の中で例えば農業委員会には農業委員がいて、地元に補助員として調査委員がいます。監査の場合も色々な問題があって監査の重要性が言われています。それで、公認会計士の方々とか特別な委託で入られれば別ですが、監査委員も、監査も効率的にやるために補助員を置く

ことを検討しているのかどうかを伺いたい。

齋藤企画部長

監査委員の補助員は、第1次行革審でもそうした意味での監査の充実という提言をいただいておりますので、検討した結果、正規の監査委員に公認会計士を採用することも(市の対応の)一点です。今ご指摘のあった補助員につきましては、19年度では調査、分析の部分を公認会計士に委託する予算をいただき、19年度はそれを補助員の代わりとして公認会計士さんにお手伝いをいただく形で成果を出しております。指摘が非常に役に立ったということで、20年度は更に充実、拡大していくと聞いています。

伊藤会長代行

次に山本さんどうぞ。

山本委員

附属機関の委員の報酬は、市民については3千円と提言させていただいておりますが、ここで非常に難しかりょうと思うんですね。市民でない方について、専門的な方については8千8百円。あるいは委員長さんであれば9千8百円ということが混在する可能性があると思うんです。私もたまたま公募に応じる形でこの席に就けさせていただいて、それなりにありがたいと思っているわけですが、基本には、市民との共生と市長がおっしゃる問題、要するにただ附属機関を増やすのではなく、意味のあるものを、また意思のある市民の方に参加していただくということで、賃金ではなく交通費に相当する形でお考えになっていますが、現実には市民委員と市民でない委員の混在する委員会が出てくる可能性がある中で、どんな物差しをお考えであるのかお聞かせいただきたいと思います。

齋藤企画部長

ご指摘はそのとおりの点がありまして、今回この方針にしたがって条例も改正し、それから予算的にもこれで積み上げたものを予算要求しているということで今議会に諮っているんですが、議会でもそういったご議論もあろうかと思えます。

それで、私共精査する中で、21年度までに経過期間がありますので、市民委員と専門委員の混在する機関は、組合での区画整理の関係を除いて8機関が残る。8機関だけですので、説明してご理解いただいて、市民委員は市民の目線でやっていただいて、専門委員の方は、附属機関そのものは本来専門的なものを審議する機関だと行革審でもご指摘いただいておりますので、そちらに特化したいと考えます。混在しているということは、市民委員にも専門的なご意見を伺うことはきちっと説明できるような形にして、ご理解をいただきたいと思います。8機関は全体ではそんなに多い機関数ではないと考えております。

伊藤会長代行

ということは、一般の浜松市民の方が入っていらっしゃるの8機関だけで、他のほとんどの浜松市民の専門委員は報酬額は下げないということですか。

齋藤企画部長

一応、専門委員もなるべく浜松市民を選ぶことを考えています。

伊藤会長代行

私共は、専門委員の方も含めて、浜松市民は全員3千円でいかがですかと。専門家を他都市から呼ばざるを得ない場合に8千8百円なりいくらかという提言をしたつもりであります。

齋藤企画部長

その点につきましては、専門的なご意見を伺う場合には選ばれる審議会によって違って来る。ある審議会ではご専門の方も他の審議会に行けば一般市民委員になるということもあり得ますが、私共の立場として、現在、専門的なご意見を伺う場合には従来の8千8百円でいかせていただくという案になっております。

鈴木会長

抽象論でやってるからわかりにくいけど、浜松市民として委員をお願いするということはやはりボランティアでやっていただくというのが基本だと思うんですよ。今ちょっと例を言うと、行革審では高柳委員と山本委員は公募だから3千円で、私たちは指名されたから8千円だと、そういうやり方で本当にいいのかどうか考えたら、これはもう重複(混在)しているのがいくつだからいいんだという発想ではなく、浜松市民として義務として委員になっていただく。誇りを持ってやっていただくということで、金額ではないと思うんです。だからそんなややこしいことしていたら、もう今のイージス艦の話と一緒に二転三転四転、担当の解釈の仕方でもものすごく違ってくることになるから、全員3千円と重ねて私共の方は提言を申し上げておきます。

公募なら全員公募でやっちゃうかってことになっても、専門的な仕事ですからなかなか分かり難いという問題もあります。そんなことでゴタゴタ言って屁理屈並べるよりも一律3千円。

それから市外の大学の先生に頼むのも、京都、大阪で頼むのと東京で頼むのは旅費が違ってきます。なるべくその辺のコストも計算しながらやっていくことをお願いしたい。私は浜松市民の目線で考えていただくことになると、あんまり東京や大阪に住んでいる人に来てもらわなくてもなるべく自主的にやる癖を付けないと。大学の先生だって言ったって色々あるから、その辺もちゃんと気を付けてやってもらいたいとお願いしておきます。

それから給与の問題で私もう一つ、3千円と同時に納得できないのは(執行機関の委員報酬の)月額制。月額でやるのが妥当だということが僕は理解できないんです。(行革審の場合は)今、規則では一回出てきて8千8百円(会長は9千8百円)になっていますけど、もう我々行革審は全員3千円しかいただいておりません。それはそうなんですが、出てきてここで書類見て質疑が出来るほどの能力は持ち合わせておりませんから、夜とか日曜日に、例えば昨日だと土曜日、少なくとも半日以上は今日の会議に備えて勉強するわけですよ。そりゃあ委員になった以上それは当たり前なんで、その日当くれって私は言ってるんじゃないですよ。月額でやっているということは、会議に出てくるだけではなしに家で色々勉強とかチェックしなくちゃいけないことがあるから月額だというお話の向きだろうと私は思いますけど、委員を受けた以上それをそれだけやるのは当たり前で、ただ出てきて2時間(会議を)やるってことは問題があるから、それはどの委員でも一緒じゃないですかということ。

もう一つは、法令で決まっているものは別問題にして2時間でも1回となっている。私が言ってるのは1日8時間労働なんだから、会議を2時間ずつおやりになるなら4回で1回分にすべきだと思うんですよ。だけでも皆さんのやってる会議はだいたい2時間ですね。2時間でコツコツコツ何回もやっていらしたんなら8時間やればいいじゃないかということで、8時間の日当を3千円。こうすれば一番いいんじゃないか。私色々聞いてみたけど、成り手がないというのは余程のこの委員は成り手がないかもしれませんが、ほとんどの人は皆さん喜んでとは言いませんけども市政に参画できるんだという気持ちです。俺も市民として市政に参画できるんだということで皆さんやっていただける状況ですから、成り手がないという時代は、私は終わったと思います。区協議会にしても地域協議会にしても、あれだけ大勢の人数が入られてやっていらっしゃることを見てもそんなに心配なさることはないんで、思い切って全部日額3千円。日額にして月給制は廃止すべきだ。そうじゃないと、会議を開いただけで時給5万円くらいになっちゃうでしょ。それは今の時代に非常におかしいですよ。もうそういう時代ではなくなってきたと認識すべきだということで全部日額。8時間を基準として日額いくらと。これは絶対必要だと敢えて私はもう一度行革審の意見を申し上げておきます。

伊藤会長代行

ありがとうございました。では井出さんどうぞ。

井出委員

井出です。今、会長がおっしゃった件につきまして、私は少数意見になるのかもしれませんが、執行機関の委員等の報酬についての月額の部分をお話なさったと思いますが、意見を述べさせていただきます。

地方自治法では原則日額支給となっていますので、財政改革につながるものとして、これまで月額であったものを見直しいただければということで今回見直しをいただいたと思います。その見直しの結果、職責と職務内容に応じて月額支給が適切という結論のご説明がありました。私も一部の執行機関については、その活動内容を垣間見ておりますが、必ずしも会議の時間だけでなく様々な活動が行われている執行機関があるように思いますので、私はここについては月額制は納得の行く結論だと受け止めています。ただ中には市民にとって具体的な活動内容が分かり難い執行機関もあるかと思えます。ですので、その執行機関が会議以外に行っている活動の実績を、市民が具体的に知ることが出来る仕組みが作られていけば、職責や職務内容に応じた活動であると確認できると思うんです。実際の具体的な活動の実績を、常に市民が知りうる状態になる仕組みを考えていただくと、執行機関が市民の理解をいただきながら機能を更に高めていけることにつながると思います。是非そのような仕組みの構築をお願いしたいと私は考えます。以上です。

伊藤会長代行

ありがとうございました。秋山さん。

秋山委員

はい。執行機関についてですが、名指して過激かもしれないですけども教育委員会を調べてみたんです。市のホームページから教育委員会の議事録を見ていくと、年間で13回会議をしまして

た。月1回の議事があって2月だけ2回やっているんです。それで、時間を調べてみると、だいたい(1回)1時間半です。一番長いときで2時間5分。45分が何回かあって、25分が1回ありました。私は教育委員会の実態を知ったのは初めてなんです。そういう会議に参加されるのは教育委員会の委員の方の仕事なのだろうか。それ以外に今井出委員が指摘されたように、教育委員になるとそれ以外にも何回も何回も学校へ行かなきゃいけないものすごく大変なんだって話があれば、それはそれで月額制も納得できるんです。ただ、私が市のホームページから調べた教育委員会の活動について見ると、教育環境会議が別にあるんですけども教育環境会議には教育委員の方は出てなくて、教育委員会の会議だけで見れば13回しかないのが現実なんです。そういう説明が全くなくて月額制を維持しますなんて言われても、私たちの意見に対しての誠意ある回答とはなんにも思えないんですね。何か返事をいただければと思います。

齋藤企画部長

今、具体的にご指摘いただきましたので、その点だけ。教育委員会は今これ例として出されました環境懇話会、実はこの附属機関等の見直しにあたって懇話会は全部廃止して、その分懇話会が担っていた役割を教育委員会でご審議をいただくことで会議の回数が増えるという考え方です。

秋山委員

年間で3回しかないですよ。

齋藤企画部長

報酬に見合った中身に充実していきたいので、今その方向で検討しています。

伊藤会長代行

よろしいですか。他に何か。

山本委員

くだい話になりますけど、先ほどの話で中途半端なところがあります。8千800円、3千円の問題を話しましたが、(仕事と考えるなら)実際には8千800円でも安いんですよ。だから3千円と8千800円を比べられるから3千円の人間と8千800円の人間って考えられるのかもしれませんが、ここにお見えの人たちでも8千800円だってこれだけやってたら安いですから、元々、その人たちが偉いか、あるいは仕事云々が3千円だと提示されているのではなくて、物事の考え方が変わったんだから3千円だにご理解いただきたいと思います。とかく金額(の大小)で考える考え方が残っているのではないかと。はっきり申し上げておいた方が皆さん方もやりやすいのではないかとということで、再度発言させていただきました。以上です。

伊藤会長代行

他にどうしてもという方いましたらどうぞ。ございませんでしたら、私から少しまとめさせていただければと思います。

まず始めに、人件費のうち職員数の削減ですけれども、先ほどもお話申し上げましたようにアウト

ソーシング、嘱託職員化で人が減っており、人件費が物件費等に変わっているケースが結構あるわけです。そういった意味で抜本的な改革が必要ですから、事業の仕分け、不要業務の廃止、民営化という事務事業の見直しを早期に行っていただく。組織のフラット化、スリム化を目指す。それから本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンター等のそれぞれの機能の役割分担とそこで働く方の能力、知識といいますが、マルチ機能ということも含めて早急に見直しをしていただくということによって、21年度の職員数や組織に反映させていただきたいと思います。したがって21年度の職員数の削減、人件費の削減は、従来の計画に対して大幅に上乘せになることと同時に、仕事の仕分けが出来ることを期待しております。

時間外勤務の縮減でございますけれども、先ほどからお話がありますように、今までどおりの対策では難しいと思います。先ほど申し上げました人件費、職員数の削減ということも併せて、中でも、個々人の仕事のやり方を見直す。それからアウトソーシングをした部門の残られた方のトレーニングのメニューの仕方も含めまして、職員の意識改革、能力の向上、不要な業務、事業の廃止等々、総合的な取り組みが肝要だと思います。不転の決意で抜本的な見直しをしていただきたい。特に時間外勤務手当は20%削減をお願いしておりますが、逆に増えている状況です。それから職員の給与についてですが、見直しの実施が決定しておりません。住宅手当、特殊勤務手当は20年4月に見直し出来るよう、必要な残りの時間で関係機関との調整を精力的に行っていただいて、4月から導入できるようにしていただきたい。それから一般職員の成績給の導入は、法の改正を待つということでしたが待つ必要はないと思います。浜松市として主体性を持って、実施時期を明確にして取り組んでいただきたいと考えます。

それから附属機関につきまして、特に報酬の点で議論がございました。行革ナンバーワンの意味合いにつきましても当然、政令市の最低レベル、それから50万人以上の中核市の中で一番低水準という基準だけでなく、その中身、組み立て、特に月額であり日額というところ、私共委員の中にも様々な意見があります。ここは答申の中で、どう取り組むかについて私共委員でもう少し議論をしながら、方向としては先ほどからも申し上げていますように政令市だけでなく、中核市も含めた、50万人以上だけでなく中核市全部を含めた中で、額だけではなく中身も含めて行革ナンバーワンだと胸を張れる形の執行機関の報酬。その中で今まで以上に活躍をいただくことをご期待申し上げて、提言をしてみたいと思います。それから附属機関の数、委員の数ですが、経過措置後も附属機関の数は71、委員が1,011人となっています。1機関10人を最大にしましょうと言ってありますけれども1,011人です。そうした中で設置の必要性、機関の数そのものを検証するということと、同時に委員数についても見直し、新設の抑制にも努めていただきたい。私共としては、改めて委員の方、特に市民につきましては、全ての市民の方が3千円という報酬でいかがかと考えます。これも次の提言でまとめさせていただければと思います。

以上で人件費、附属機関等についての議論を終わらせていただきます。それでは会長、よろしくお願います。

鈴木会長

ありがとうございました。最後に今、伊藤委員からお話がありました委員の数の状況は、やはりこれは原則としてということでも「10人以下とする」として、ただし例外を認めるというくらいにしないと。原則を基本にしたら駄目ですよ。1,011人っていうと一機関あたり(平均で)14人くらいになり

ますから、原則としてではなく、「委員の数は上限は10人以下とする。ただし例外の場合は」としておかないといけません。それをお願いしておきます。

どうもありがとうございました。

(2) 外郭団体について

鈴木会長

次に外郭団体に移りたいと思います。

審議に入ります前に、新聞報道によると、医療公社の理事長さんに飯田副市長さんが就任されるということです。長い間、市の中核にいらっやあって、色々と医療公社のあり方、理事長のあり方、理事会のあり方を全部ご存知の専門家でいらっやいますから、我々も大いに期待をいたしております。それから地方独立行政法人に切り替えていくということですから、むしろ医療公社の現状の問題の解決だけではなく地方独立行政法人に向かってどうするか、方策をやっていただくという必要もあります。私共としても、一番市には良いわけですから期待しておりますので、是非、立派な地方独立行政法人ができるようお願いをしたいと思います。医療公社の理事長としての成果をお話いただけるものと期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、外郭団体の分科会のまとめ役である岡崎委員にバトンタッチします。よろしくどうぞ。

岡崎委員

外郭団体のまとめ役の岡崎です。昨年12月に「外郭団体に関する基本方針」、また「外郭団体の整理・統合並びに改革改善計画」について、なるべく早く示して下さいとお願いしておきましたところ、今回それが出てまいりました。今日はそれを説明していただくんですが、なにぶんにも時間がございません。今回、提示されました中で解散される団体が5つ、統廃合される団体が4つと聞いていますので、この辺を中心に手短かに簡潔にご説明いただきたいと思います。

齋藤企画部長

(資料P.1)「外郭団体等についての設置及び運営に対する関与の基本方針」について説明させていただきます。外郭団体の基本方針は11項目にわたっております。

まず、外郭団体の定義を定めまして、「その設立に主体的に関与し、または市の事務の代行や市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体」として22団体を定義しております。この中には株式会社、社団法人、社会福祉法人や特別な法律によって設立されたものもあります。

関与の方針として4つ掲げておりまして、経営及び事業における独立性と自主性を尊重すること。外郭団体であることを理由に特別扱いはしないという同等関与の原則。最小限度の関与ということで市が行う関与は効率的で最小限度にすること。情報公開ですが市と外郭団体双方の情報公開を積極的に行うことです。

新たに設立する場合の基準を定めました。民間法人がある場合、既存の外郭団体がある場合には、それらを活用し、新規に設立しないこと。施設管理を行う外郭団体はもう新規に設立しない。外郭団体の廃止等の事由の明示で、設立するにあたって廃止時の事由や時期を明言していく。設

立のコスト比較で独立採算を基本に市の財政支出の総額と、市が直接実施すると仮定した場合のコスト比較をしていく。関与可能な出資等の割合、具体的には25%以上ですが、そうして市が関与できるようにするという。支援の上限を設定していくことを基準にしたいと考えます。

設立に対する関与の基準ですが、まず廃止又は運営に対する関与の廃止基準で、そういった運営に対して関与しない、廃止すると決めるのは、1点目が設立目的を達成した場合。2点目が設立目的が達成できないことが逆に確定してしまった場合。3点目が設立目的が外部要因により達成若しくは消滅してしまう場合。4点目が外郭団体の行う大半の事業と同種または類似の事業を行う民間の法人がある場合は民間に回していく。最後5点目が運営費補助あるいは随意契約による委託、あるいは職員の派遣といった関与の実態がなく、現在していない場合に将来も不要と見込まれる場合は廃止するかまたは関与しなくなっていく。

統合の基準です。類似・同種団体は統合していく。あるいは小規模の外郭団体も統合を検討するという事です。

運営に対する関与の基準は4点ありまして、まず情勢変化への対応で、市の関与しているところの内容だとか程度は、既得権化をしない。あるいは行財政への影響の予防措置で経営破綻等により、市の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、経営健全化や指導・助言して予防措置を講じていくということを決めています。最後に市の支援の上限の設定で、支援の内容、方法及び上限の取り決め等、支出の負担及びリスク分担の明確化を図る基準を定めます。

外郭団体への補助金支出等の基準です。1点目は運営費補助をする団体を限定し、補助の対象、補助金の金額等は、毎年度見直していくことにします。それから無償あるいは減額の貸付をしている場合、市税を減免している場合、低利あるいは無利子の貸付をしている場合には、それを「みなし運営費補助金」として、これもしっかりと情報公開することになります。最後に事業費補助は民間法人と同等の扱いにして公平にしていくという内容です。

債務保証または損失補償の基準です。債務保証は、法律で認められている土地開発公社に限定します。損失補償は今、額を定めておりますが、その額を必要最小限度にして、また予算で債務負担行為を定めております。債務保証、損失補償は、内容、範囲及び理由を明確にしていまいます。

契約の基準です。外郭団体に委託等する場合には、競争入札を原則とします。指定管理者を指定する場合にも原則公募として競争原理の中で選ばれていくことを指導していきます。

職員派遣の基準です。3点ありまして、施策の推進を図るために人的援助が必要である場合に限定していく。それから職員派遣の使命とか事務の明確化を図っていきます。派遣期間は3年を上限とします。

市職員の役員の就任の場合の条件です。非常勤役員ですけれども、必要最小限と認める場合に限定していく。それから就任期間は、その職員がその事業に関連する職員である期間を上限としていきます。

次に市の職員であった者、いわゆるOB・OGですが、外郭団体への就職の基準として、一点目は市が斡旋することは禁止していきます。次にその外郭団体への就職または役員への就職の状況は、もしある場合には毎年度公表してまいります。

この度、22の外郭団体にヒアリングして、一応、市として外郭団体に対する関与の方針を決定してまいりました。それから、その他の出資法人につきましても、22の外郭団体に準じた検証を行い、今後、関与の内容を決定してまいります。関与の内容を踏まえて、整理・統合及び改革・改善計画を策

定し、それを行政経営計画に反映して毎年実施して参ります。

次から個別の団体です。統廃合のものだけまず主に説明します。

(資料P.15)1点目が引佐町自然休養村公社です。これは昨年3月に解散に向けた財産処分の決議を行っており、本年3月に公社を解散する予定です。本年9月までに財産処分の承認を受け、所有施設の解体・譲渡を行って、国庫補助の返金、返還に関わる事務を除いて清算を終了したい。解散ということで、これにつきましては市の費用負担はない予定です。

次に株式会社フォレストみさくぼです。昨年10月にTSDライシステムという組合への譲渡が行われており、今年1月8日に裁判所へ破産手続きを申し出ています。1月末に破産手続き開始通知書が裁判所から債権者等に送付されております。4月には第1回債権者集会が行われ、6月下旬には清算完了が見込まれるため、終了次第、市は損失補償を実行する予定です。なお事業につきましてはTSDライシステムへ無償譲渡して継承していきますので、国からの補助金の返還はない予定です。

財団法人浜松市医療公社です。先ほど説明がありましたように課題が色々ある中で、市は22年度を目標に病院事業の医療公社を地方独立行政法人へ移行してまいります。そのための準備、そして予算付けは先ほど財務部長から説明がありました。改革・改善計画では職員給与の引き下げ、あるいは地方独立行政法人化におきまして管理部門のスリム化、あるいはそういった体制を21年度までに検討することとしております。

浜松都市開発株式会社(フォルテ)です。整理・統廃合計画にありますように20年、今年の9月を目標に土地・建物・株式を一体的に処理する方針です。市の施設は9月末をもって退去することで今、準備を進めています。

清掃公社です。下水道の普及により、需要が減少しています。経営健全化計画で目標値を定めていますので、21年度中に達成できない場合には自主的な運営組織への転換を検討した上で解散していきたいという方針を出しております。

建設公社です。課題としてゆう・おおひとみ事業に伴う損失が大きいです。先ほど財務部長から詳しい金額の説明がありました。整理・統合方針にあるように19年11月に売却の契約が完了しております。21年度末には合併でまちづくり公社に公共施設管理事業等を引き継ぐ、あるいは土地の方は土地開発公社に引き継ぐ方針で今、進めております。適切な資産整理により債務の圧縮を図ることを課題としています。残債務が残る場合には、損失補償を行う必要が生じております。

まちづくり公社です。区画整理事業の請負が減少傾向にあることが大きな課題になっています。整理・統廃合方針にあるように22年3月に予定されている建設公社の吸収合併に向けて作業を進めております。経営健全化のところにありますように手当の廃止等を進めています。それから市の職員の引き揚げも19年3月に行っています。

地場産業振興センターです。複数の産業支援機関が並存していることが課題で、整理・統廃合方針にありますようにテクノポリス推進機構と合併をするべく協議を開始しております。

テクノポリス推進機構です。ここでも整理・統廃合方針にありますように地場産業振興センターと合併するための協議を開始しております。

国際交流協会です。先ほど補助金のところでも出ましたが、複数の国際交流団体が並存して、そこに補助金を交付している点は20年度に統一し21年度には補助金を廃止していきたいという方針を出しております。それから国際交流センターを多文化共生センターに改組し、外国籍市民との多

文化共生に向けた機能強化を図ってまいります。

土地開発公社です。ここは長期保有土地の処分が課題になっています。先ほど財務部長の説明もありましたが、18年度期首に保有する土地につきましては240億円ありますけれども22年度までに107億円削減することを目標として進めています。それから債務保証の見直しですが、限度額が大きく設定されていますので、今後縮小する方向で今、検討しております。

浜松市文化振興財団です。収入の62%を市に依存し、その金額も大きいことが課題になっています。ただ経営健全化計画は進めておりますし、125人を99人体制にするということで取り組んでいます。また、今、指定管理を公募せずに行っているものは公募対象拡大の検討を行うとしています。

体育協会です。ここも収入の61%を市に依存することが課題になっており、20年度から公認会計士の関与制度を導入するという経営健全化の方針を採っております。退職給与引当金を積むように指導しています。また、体育協会の施設の事務所は無償貸与しておりますので、20年度から有償貸与にしております。

社会福祉協議会です。課題として(市から)3億2千万円余の補助金が交付されていること、それから社会福祉協議会の統一はされましたけどもまだ会費の統一が出来ていないことが課題となっています。

シルバー人材センターです。ここは役員の報酬、給与の適正化は進めています。他に具体的な内容としては市から8千万円余の運営費補助金を出しています。そういう点が課題です。今後、指定管理者制度へ新規参入とか子育て支援事業、あるいは介護保険事業への新規取り組みを進めることを指導してまいります。

社会福祉事業団です。ここも収入の98%を市に依存しています。21年度の指定管理者の指定にあたって、利用料金制を導入し、自主財源の確保を図らせる予定です。ここはホームページで収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表を公開しています。

浜松観光コンベンションビューローです。課題として、会員増強による運営基盤の確立を掲げています。25年12月を期限とする公益法人制度改革では、その公益法人になりうるように検討を進めています。市の職員1名の引き上げも検討しています。

勤労福祉協会です。ここは基本財産が少なく、財政基盤が弱いこと、それから基盤の強化ということで勤労者共済事業の参加者負担金の率の見直し、あるいは会員の増強策、自主財源の確保について行っていこう指導して進めてまいります。

フラワー・フルーツパーク公社です。施設整備が市の補助によって行われ、フラワーパークの持ち物になっていること。それについて(市が)毎年度10億円の負担金、交付金を支払っていることが課題です。その点で、第1次行革審で指摘がありましたように、フラワーパークの有形固定資産に関しては公の施設とし、動物園と一体化して運営していくということで、今その方策を検討しています。これはまだ課題となっていて、検討を進めています。公社の借入金については損失補償契約を結んでいますけど24年度に終わりますので、償還の完了をもって市の支援を廃止したいと考えています。

公園緑地協会です。ここは出資割合が0%で、大変独立性の高い財団ですけれども、市からの請負事業が多くあります。競争入札で取っている分も多いですが、中でも浜松市緑化推進センターにつきましては、21年度から指定管理者制度を導入していきたいと思えます。また、主要公園の維持管理につきましても20年度から競争入札にしていきたいと思えます。

株式会社杉の里です。ここは、事業の採算性が低いことが課題になっておりまして、指定管理を受けておりますけれども、競争原理の導入ということで「浜松市天竜自然体験センター湖畔の家」につきましても23年度からは、指定管理者を公募でやっていきたいと思っております。

株式会社なゆた浜北です。テナント管理と駅前広場等の市の施設維持管理が主な仕事です。財政基盤の強化が課題となっておりまして、会社としては、なゆた浜北内の市施設について21年度からの指定管理者の指定を目指しております。今後優良テナントの維持、確保を図ることが、財政基盤の強化の方策となっております。

統廃合計画を含めた5団体はともかくとして、残りの団体につきましては今の改革改善計画で進める予定ではございますが、まだ分析が甘いところもあることは承知しておりますので、今後、引き続き改革を進めていきたいと考えます。説明は以上です。

岡崎委員

ありがとうございました。それでは時間もありませんので、とりあえず私から少しお話しさせていただいて、後は委員の方から意見をいただきたいと思っております。

まず1点目は、22の改革改善計画が出ていますが、これは随時、一つひとつ私共も深掘りしてこれから審議を進めていきたいと思っております。現在は、まず、浜松市医療公社を深掘りしております。また市として、どういう方針で行くのかの基本方針についても、ほぼ固まってきましたから、これを随時きちっと実行していただきたいと思っております。先ほど会長からお話しがありましたように、医療公社は新しく理事長が交代し、浜松市副市長である飯田さんが就任されるわけですが、前回審議会で、私共は、医療公社はすでに破産状態であると申し上げました。そのいくつかの点の中で、まずひとつは経営責任が非常に不明確であると。市なのか公社なのか。理事会や協議会や病院事業経営委員会など色々と委員会があるんですが、経営責任の基本を決めてやってほしい。今回、理事長も新しく就任し、その辺がだいぶ期待できるのではないかと思います。特に、地方独立行政法人に移行する2年間の間に、私共が提案しました、誰が経営をするのかを明確にしてほしいということや、既に財政破綻していますから、市としての債権債務をどうすれば次の地方独立行政法人が安定的に経営できる形になるのかというその辺の決めごと、また、コストとして、人件費を4.8%削減するとか、色々なお願いをしています。是非、地方独立行政法人に移行するこの2年間に整理して、移行したら即スタートが出来るよう、2年間でしっかりとお願いしたいと思っております。

それでは、各委員の方に、基本方針及び個々の外郭団体についてご意見を承りたいと思っております。会長いかがですか。

鈴木会長

時間もございませんので、今回は市の考え方を説明していただいたわけですから、4月以降、行革審として22の外郭団体を中心に、色々な分析をして、皆さんにまた質問させていただく、あるいは改善提案をさせていただくという考え方でいることをまずご承知いただきたいと思っております。

現時点で外郭団体分科会の委員の皆さん、秋山委員、井出委員、何かありましたらおっしゃっていただきたい。

井出委員

要望を2点申し上げたいと思います。この基本方針の説明をいただき、外郭団体というものについての考え方を大変に共有しやすくなったと思います。

まず1点目ですが、新規設立に対する関与の基準(資料P.4)とありましたが、新規についての基準は分かりましたが、団体が自立して外郭団体から外れることもあるかと思います。そのような、自立して外れる場合の考え方、基準について、そして手続きについて明確に示していただけると良いと思います。

2点目は運営に対する関与の基準(資料P.7)です。市の支援の内容、方法及び上限の取り決め等、それから支出の負担及びリスク分担の明確化を図ると説明されましたが、この外郭団体に対する市の支援の内容や方法、上限をなるべく早く市民に対しても公開していただきたいと思います。出来るだけ早く、この点の分かりやすい情報公開を行っていただくことを要望したいと思います。以上です。

秋山委員

具体的な展開を期待しているのがやはり医療公社の問題と、浜松都市開発(フォルテ)です。両方とも非常に大切な施設ですし、現在抱えている問題がなぜ上手くいっていないかをしっかり分析された上で、論理的に科学的に、かつ公平な形の收拾策を考えていただけたらと思います。情報が出て来ないと、どの程度公平かが全く分からないと思いますし、そういう意味では、その策にすごく期待していますので、今後詳しい話を聞けたなと思います。医療公社は大学の先生から市の中で一番ベテランの方に理事長をバトンタッチされたということで、半分期待しています。でもやはり(新理事長は)市の方であって、本当の意味の経営者ではないはずなので、そういう意味でもっと経営的な感覚を十分に取り入れた医療センターの今後の方向を決めていただけるとありがたいなと思います。

岡崎委員

他にどなたか。

私から一点だけ浜松市建設公社についてです。今回、建設公社がまちづくり公社と統合することで、今、色々を整備していただいています。ゆう・おほとみ事業(の分譲地の売却残区画)を一括してデベロッパーに売却して、この事業に関して48億円の損をしたということなんですが、これだけの巨額の損失が出ていて、今まで市民の方々にこの事業がどういう状況でどうなっているかがほとんど説明されていませんし、それについての情報等も一般市民の方はほとんどご存知なかったのではないかと思います。最終的にこの48億円の損は、誰が負担するかというと皆さん方、市民です。今回、今まで儲かったお金が35億円あるから、差引13億円の損じゃないですかねという話なんです。私はちょっと違うんです。一般企業ですと、儲かる部門もあるし、儲からない部門もあるんです。開発途中で先行投資をしなければならないから、稼ぐ部門が開発途中のこれから投資をしていく部門の負担をすることは私はいいかと思うんですが、浜松市建設公社のような公共のところ、片方で48億円損しているけれども、今まで長い間色々なことをやってきて貯めたお金があるからそれで補填すればいい、差引で13億円の損だというのは私としては若干納得のいかない部分があるわけです。特に今回、まちづくり公社との合併は、なぜ合併しなければいけないのか。合併するとどういったメリットがあるのか。何か臭いものに蓋をしてしまうのではないかと。今まで建設公社が13億円損した、

先ほど財務部長が色々な他の財産もあるのでそれを一部処分して穴埋めしますというお話をなさっていましたが、いずれにしても、ゴチャゴチャとやってまちづくり公社と一緒にしてしまってなにかいつの間にか分からなくなってしまうということがないようにしていただきたい。建設公社とまちづくり公社の統合は基本的に私も賛成ですが、統合でどういう仕事をして、今までどういうことをやってたのを止めて、どういうメリットが出るのか、やはり説明しなければいけないということと、今まで建設公社がこれだけの仕事をしてきて、最終的に13億円の損が出たということもやはりきちっと説明しなければいけないのではないかと思います。特に、これから外郭団体が色々なことをやるについて、市民の方々が納得いく情報公開をしていただくことが、非常に大切だと思いますので、今回の2つの会社の統合は、今申し上げましたようなことをきちっと説明していただきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。今申し上げたように、ざっと見させていただいて、個別に少し具体的な案件が出ましたけれども、22の外郭団体については、現状の皆さんのご説明ではとても問題にならないと我々は理解しております。したがって、4月以降、私も細かく論議していきたいと思っておりますから、市当局におかれても、これで全てだという考え方ではなく、もっと積極的な対策を立てていただくことが絶対に必要だと思いますからお願いします。

今、ゆう・おおひとみ事業の話が出ましたが、48億円損したって今ここで一気に膿が出た。なぜこうなるかという、市役所の会計(の仕組み)が間違っているからなんですよ。草刈りをやってもその費用は資産価値に積み上げていくということですから、草刈りやってもなにやってもどんどんどん資産に入ってしまう。借入利息も資産に入ってしまうというわけです。毎年これだけ経費が掛かったらって経費で落としていけば、毎年赤字が出て、ここで差引何十億円という結果にはならなかったと思うんです。今、岡崎委員の指摘のとおりでありまして、そういう市の会計のやり方ではなく、これからは外郭団体に応用する時には民間ベースのやり方でやらないといけない。医療公社にしても42億円の退職給与の引き当てがなされていない。だから赤字は3億6千万円ですと言っているけれども、実際に毎年退職給与を引き当てていけば、毎年経費として出るから、42億円が今になって(一気に)出ることはないんですね。

そういうことを毎年、市が情報公開で現状はこうなっていますよと市民の皆さんにお知らせすることによって、これはいけないんじゃないか、なんとかしなければと気づかれるのが市民の皆さんも早くなる。だけど臭いものには蓋で閉じたままにしておく、一挙に膿が出てくる。さあ大変だ、いったいなにをしていたんだという問題になってくるということです。

原則として云々とか、検討しますという22の外郭団体は、純粋な民間ベースでやっていくという基本方針をもう一度きちんとしたうえで、次回からやっていきたいと思っておりますから、皆さんの方(市)ももう少し勉強して、改革案を積極的に出していただくように重ねてお願いして、今日は終わりたいと思っております。

それから、2月11日の審議会でべんがら横丁の問題とか、フラワーパーク、フルーツパークの借地の問題とか、もろもろの質問をいたしました。もう今日は時間も経過しましたので、次回にお答えをいただくようお願いしたいと思います。

いずれにしても、市の職員の皆さん方が努力していただいて、大変な成果、経費を浮かしていただいたことに対しては、我々としても、市の職員の皆さんに敬意を表するわけでございます。ですが、

一層の協力をお願いしたいと思います。

3 閉 会

鈴木会長

以上で、今日の審議会を終わりたいと思います。お出掛けいただいた皆さん方、どうもありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

若干の事務連絡をさせていただきます。次回の第8回審議会は3月30日の日曜日、午前9時から当商工会議所マイカホールでの開催を予定しております。中間答申ということで、19年度のまとめをさせていただきますと思います。また今回と同様に公開で開催いたしますので、お時間のつく方はぜひご来場いただきたいと思います。本日はありがとうございました。

以上により12:24閉会

議事録署名人